

八丈町国民保護計画

平成 1 9 年 3 月

八 丈 町

目次

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
(1) 町の責務	
(2) 町国民保護計画の位置づけ	
(3) 町国民保護計画に定める事項	
2 町国民保護計画の構成	1
3 町国民保護計画の見直し、変更手続	2
(1) 町国民保護計画の見直し	
(2) 町国民保護計画の変更手続	
第2章 国民保護措置に関する基本方針	2
(1) 基本的人権の尊重	
(2) 国民の権利利益の迅速な救済	
(3) 国民に対する情報提供	
(4) 関係機関相互の連携協力の確保	
(5) 国民の協力	
(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	
(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	
(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	
(9) 外国人への国民保護措置の適用	
第3章 町の事務又は業務の大綱等	4
(1) 町と都の事務	
(2) 関係機関の連絡先	
第4章 町の地理的、社会的特徴	6
(1) 地形	
(2) 気候	
(3) 人口	
(4) 道路等	
(5) 空港、港湾等	
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	8
1 武力攻撃事態	8

2	緊急対処事態	8
	(1) 攻撃対象施設等による分類	
	(2) 攻撃手段による分類	
3	NBCを使用した攻撃	8
4	武力攻撃事態等の特徴	9
	(1) 武力攻撃事態4類型の特徴	
	(2) 緊急対処事態4類型の特徴	
	(3) NBC攻撃の特徴	

第2編 平素からの備え

第1章	組織・体制の整備等	12
第1	町における組織・体制の整備	12
1	町の各部署における平素の業務	12
2	町職員の参集基準等	14
	(1) 職員の迅速な参集体制の整備	
	(2) 24時間即応体制の確立	
	(3) 町の体制及び職員の参集基準等	
	(4) 本部の代替機能の確保	
	(5) 幹部職員等への連絡手段の確保	
	(6) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応	
	(7) 職員の所掌事務	
	(8) 交代要員等の確保	
3	消防機関の体制	16
	(1) 消防本部における体制	
	(2) 消防団の充実・活性化の推進等	
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	16
第2	関係機関との連携体制の整備	17
1	基本的考え方	17
	(1) 防災のための連携体制の活用	
	(2) 関係機関の計画との整合性の確保	
	(3) 関係機関相互の意思疎通	
2	都との連携	18
	(1) 都の連絡先の把握等	
	(2) 都との情報共有	
	(3) 町国民保護計画の都への協議	
	(4) 町と都の役割分担	

(5) 警察との連携	
3 他の市町村等との連携	18
(1) 近接町村との連携	
(2) 事務の一部の委託のための準備	
(3) 消防機関の連携体制の整備	
4 指定公共機関等との連携	19
(1) 指定公共機関等の連絡先の把握	
(2) 医療機関との連携	
(3) 関係機関との協定の締結等	
(4) 事業所に対する支援	
5 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援	19
(1) 自主防災組織等に対する支援	
(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援	
第3 通信の確保	20
(1) 電気通信事業者等との連携	
(2) 通信連絡体制の整備	
第4 情報収集・提供等の体制整備	20
1 基本的考え方	20
(1) 情報収集・提供のための体制の整備	
(2) 体制の整備にあたっての留意事項	
(3) 情報の共有	
2 警報等の伝達に必要な準備	21
(1) 警報の伝達体制の整備	
(2) 防災行政無線の整備	
(3) 警視庁との連携	
(4) 都との連携	
(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知	
(6) 学校、空港等に対する警報の伝達のための準備	
(7) 民間事業者からの協力の確保	
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
(1) 安否情報収集のための体制整備	
(2) 町と都の役割分担	
(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	
(4) 住民等への周知	
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	24
(1) 情報収集・連絡体制の整備	
(2) 担当者の育成	

第5	特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	25
(1)	特殊標章等	
(2)	交付要綱の作成	
(3)	特殊標章等の作成・管理	
第6	研修及び訓練	26
1	研修	26
(1)	研修機関における研修の活用	
(2)	職員等の研修機会の確保	
(3)	外部有識者等による研修	
2	訓練	27
(1)	町における訓練の実施	
(2)	訓練の形態及び項目	
(3)	訓練に当たっての留意事項	
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	
1	避難に関する基本的事項	28
(1)	基礎的資料の収集	
(2)	高齢者、障害者等要援護者への配慮	
(3)	民間事業者の協力	
(4)	学校や事業所との連携	
2	避難実施要領のパターンの作成	29
3	救援に関する基本的事項	30
(1)	都との調整	
(2)	基礎的資料の準備等	
(3)	救援センター運営の準備	
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	31
(1)	運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握	
(2)	運送経路の把握等	
(3)	避難住民等の運送体制の整備	
(4)	緊急物資等の運送体制の把握・整備	
5	避難施設の指定への協力	32
6	生活関連等施設の把握等	32
(1)	生活関連等施設の把握等	
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	33
1	町における備蓄	33
(1)	防災のための備蓄の活用	
(2)	国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	
(3)	都及び他の区市町村との連携	

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	3 4
(1) 施設及び設備の整備及び点検	
(2) 水道施設の機能の確保	
(3) 復旧のための各種資料等の整備等	

第4章 国民保護に関する啓発	3 4
1 国民保護措置に関する啓発	3 4
(1) 啓発の方法	
(2) 防災に関する啓発との連携	
(3) 緊急時における事業者の協力	
(4) 学校における教育	
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	3 5
(1) 住民の武力攻撃災害の兆候発見時の通報義務の周知	
(2) 武力攻撃事態等においての行動の周知	
(3) 応急手当の普及	
3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	3 5

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	3 6
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	3 6
(1) 緊急事態連絡室等の設置	
(2) 初動措置の確保	
(3) 関係機関への支援の要請	
(4) 対策本部への移行に要する調整	
2 町災害対策本部における総合的な対応	3 7
(1) 町災害対策本部の設置	
(2) 町災害対策本部における対応の基本	
(3) 速やかに実施すべき措置	
(4) 町対策本部への移行	
3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	3 8
(1) 危機情報連絡体制又は緊急事態連絡室の設置	
(2) 初動措置	
第2章 町対策本部の設置等	3 8
1 町対策本部の設置	3 9
(1) 町対策本部の設置	
(2) 町対策本部の組織構成及び機能	
(3) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等	

(4) 町対策本部における広報体制等	
(5) 町現地対策本部の設置	
(6) 現地連絡調整所の設置	
(7) 町対策本部長の権限	
(8) 町対策本部の廃止	
2 通信の確保	4 4
(1) 関係機関との情報連絡体制	
(2) 情報通信手段の確保	
(3) 情報通信手段の機能確認	
(4) 通信輻輳により生じる混信等の対策	
3 特殊標章等の交付及び管理	4 4
第3章 関係機関相互の連携	4 5
1 国・都の対策本部との連携	4 5
(1) 国・都の対策本部との連携	
(2) 国・都の現地対策本部との連携	
2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	4 5
(1) 都知事等への措置要請	
(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	
(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	4 6
(1) 自衛隊への派遣要請	
(2) 出動部隊との意思疎通	
4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	4 6
(1) 他の区市町村長等への応援の要求	
(2) 都への応援の要求	
(3) 事務の一部の委託	
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	4 7
6 町の行う応援等	4 7
(1) 他の区市町村に対して行う応援等	
(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等	
7 自主防災組織等に対する支援等	4 8
(1) 自主防災組織等に対する支援	
(2) ボランティア活動への支援等	
(3) 民間からの救援物資の受入れ	
8 住民への協力要請	4 8
第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き	4 8
(1) 国民の権利利益の迅速な救済	
(2) 国民の権利利益に関する文書の保存	

第5章 警報及び避難の指示等	49
第1 警報の伝達等	49
1 警報の内容の伝達・通知	49
(1) 警報の内容の伝達等	
(2) 警報の内容の通知	
2 警報の内容の伝達方法	50
(1) 伝達方法	
(2) 自主防災組織等の協力	
(3) 要援護者への伝達	
(4) 解除の伝達	
3 緊急通報の伝達及び通知	51
第2 避難住民の誘導等	52
1 全島避難の実施	52
2 避難の指示の伝達	54
3 避難実施要領の策定	54
(1) 避難実施要領の策定	
(2) 避難実施要領に記載する項目	
(3) 避難実施要領の策定における考慮事項	
(4) 国の対策本部長による利用指針の調整	
(5) 避難実施要領の内容の伝達等	
4 避難住民の誘導	56
(1) 町による避難住民の誘導	
(2) 消防機関の活動	
(3) 避難誘導を行う関係機関との連携	
(4) 自主防災組織等に対する協力の要請	
(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供	
(6) 高齢者、障害者等要援護者への配慮	
(7) 残留者等への対応	
(8) 避難場所の運営	
(9) 避難所等における安全確保等	
(10) 動物の保護等に関する配慮	
(11) 通行禁止措置の周知	
(12) 都に対する要請等	
(13) 避難住民の運送の求め等	
(14) 避難住民の復帰のための措置	
5 想定される事態状況に応じた避難の形態と町による誘導	59
(1) 事態状況に応じた避難の形態	
(2) 事態状況別の避難の流れ	
(3) 事態類型別の避難に当たっての留意点	

第6章 救援	6 4
1 救援の実施	6 4
(1) 救援の実施	
(2) 救援の補助	
2 関係機関との連携	6 5
(1) 都への要請等	
(2) 他の区市町村との連携	
(3) 日本赤十字社との連携	
(4) 緊急物資の運送の求め	
3 救援の程度及び方法の基準	6 5
4 救援の内容	6 5
(1) 収容施設の供与	
(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	
(3) 医療の提供及び助産	
(4) 被災者の捜索及び救出	
(5) 埋葬及び火葬	
(6) 電話その他の通信設備の提供	
(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	
(8) 学用品の給与	
(9) 行方不明者の捜索及び死体の処理	
(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	
第7章 安否情報の収集・提供	7 0
1 安否情報の収集	7 0
(1) 安否情報の収集	
(2) 安否情報収集への協力要請	
(3) 安否情報の整理	
2 都に対する報告	7 1
3 安否情報の照会に対する回答	7 1
(1) 安否情報の照会の受付	
(2) 照会者の本人確認	
(3) 安否情報の回答	
(4) 個人の情報の保護への配慮	
4 日本赤十字社に対する協力	7 2
第8章 武力攻撃災害への対処	7 2
第1 武力攻撃災害への対処	7 2
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 2

(1) 武力攻撃災害への対処	
(2) 都知事への措置要請	
(3) 対処に当たる職員の安全の確保	
2 武力攻撃災害の兆候の通報	7 3
(1) 町長への通報	
(2) 都知事への通知	
第2 応急措置等	7 4
1 退避の指示	7 4
(1) 退避の指示	
(2) 退避の指示に伴う措置等	
(3) 安全の確保等	
2 警戒区域の設定	7 7
(1) 警戒区域の設定	
(2) 警戒区域の設定に伴う措置等	
(3) 安全の確保	
3 応急公用負担等	7 7
(1) 町の事前措置	
(2) 応急公用負担	
4 消防に関する措置等	7 8
(1) 町が行う措置	
(2) 消防本部の活動	
(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請	
(4) 緊急消防援助隊等の応援要請	
(5) 消防の応援の受入れ体制の確立	
(6) 消防の相互応援に関する出動	
(7) 医療機関との連携	
(8) 安全の確保	
第3 生活関連等施設における災害への対処等	8 0
1 生活関連等施設の安全確保	8 0
(1) 生活関連等施設の状況の把握	
(2) 消防本部による支援	
(3) 町が管理する施設の安全の確保	
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	8 0
第4 N B C 攻撃による災害への対処等	8 1
(1) 応急措置の実施	
(2) 国の方針に基づく措置の実施	
(3) 関係機関との連携	

- (4) 汚染原因に応じた対応
- (5) 町長の権限
- (6) 要員の安全の確保

第9章 被災情報の収集及び報告 ————— 8 3

第10章 保健衛生の確保その他の措置 ————— 8 4

- 1 保健衛生の確保 ————— 8 4
 - (1) 保健衛生対策
 - (2) 防疫対策
 - (3) 食品衛生確保対策
 - (4) 飲料水衛生確保対策
 - (5) 栄養指導対策
- 2 廃棄物の処理 ————— 8 5
 - (1) 廃棄物処理の特例
 - (2) 廃棄物処理対策

第11章 国民生活の安定に関する措置 ————— 8 5

- 1 生活関連物資等の価格安定 ————— 8 5
- 2 避難住民等の生活安定等 ————— 8 5
 - (1) 被災児童生徒等に対する教育
 - (2) 公的徴収金の減免等
- 3 生活基盤等の確保 ————— 8 6
 - (1) 水の安定的な供給
 - (2) 公共的施設の適切な管理

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧 ————— 8 7

- 1 基本的考え方 ————— 8 7
 - (1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等
 - (2) 通信機器の応急の復旧
 - (3) 都に対する支援要請
- 2 公共的施設の応急の復旧 ————— 8 7

第2章 武力攻撃災害の復旧 ————— 8 8

- (1) 国における所要の法制の整備等
- (2) 町が管理する施設及び設備の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	88
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	88
(1) 国に対する負担金の請求方法	
(2) 関係書類の保管	
2 損失補償及び損害補償	89
(1) 損失補償	
(2) 損害補償	
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	89
第5編 緊急対処事態への対処	90
1 緊急対処事態	90
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	90
資料編	91
八丈町国民保護協議会条例	92
八丈町国民保護協議会委員名簿	93
関係機関の連絡先一覧	94

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1)町の責務

町(町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び東京都の国民の保護に関する計画(以下「都国民保護計画」という。)を踏まえ作成した町の国民の保護に関する計画(以下「町国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2)町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3)町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備え
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、町議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、都、近隣町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

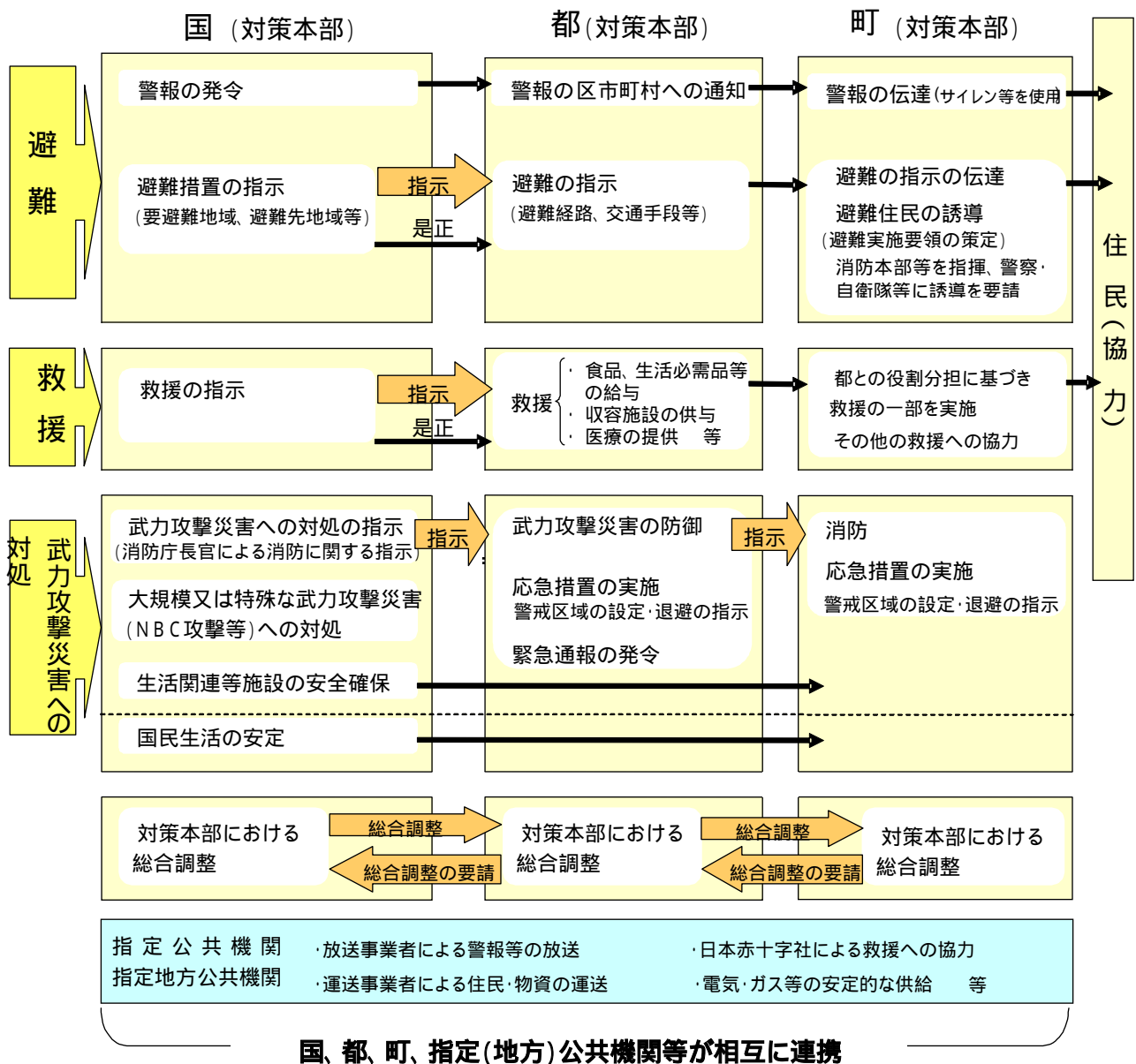
町は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 町の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民保護に関する業務の全体像



(1) 町と都の事務

【町の事務】

機関の名称	事務又は業務の大綱
八 丈 町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【都の事務（都国民保護計画より）】

機関の名称	事務又は業務の大綱
東 京 都	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 関係機関の連絡先

資料編に記載するとおり。

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するに当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について、以下のとおり定める。

(1) 地形

八丈島は、大島から三宅島を経て南方に続く、伊豆 - 小笠原島弧海溝系の活火山列上に位置する火山島であり、島の北西部の西山（八丈富士・標高 854.3 メートル）と、南東部の東山（三原山・標高 700.9 メートル）が接したまゆ型の地形を有する。西山は、端正な円錐形の火山であり、透水性の高い玄武溶岩とスコリア（発砲した黒っぽい火山れき）からなる山体には、水系がほとんど見られず、山体の浸食も進行していない。西山の山腹と山麓には、多くの側火山が生じている。神止山は西山の側火山では最大のものである。また、八重根周辺にも側火山群がある。一方の東山は、西山と対照的に、複数の火山が複合した複雑な地形を持ち、周囲は高さ数 10 メートルから 200 メートルに及ぶ海食崖に囲まれている。また、東山は、玄武岩・安山岩・デイサイト等、多様な火山岩を産し、火山灰層が厚い。こうした複雑で多様な地質構造は東山の豊富な水系をはぐくんでいる。檜立の八幡山は東山の側火山で、火口から厚い溶岩流が乙千代ヶ浜に流れ下っている。本島は、太平洋上の離島であり、武力攻撃事態等において住民が避難する場合、本土への全島避難を基本とする。

(2) 気候

八丈島は、黒潮暖流の影響を受け、1年を通じて高温多湿で雨が多く、また、風の強いことが特徴である。

年間の総降水量は 3,126.9 mm で、梅雨期の 6 月と台風期の 9 月・10 月に多い。また、年に 1mm 以上の降水があった日数は 162.3 日と 1 年のおよそ半分を占め、東京の 100.6 日に比べても雨の多いことがわかる。

年間の平均気温は 18.3 度で、冬でも最低気温が氷点下になることはない。また、夏の 8 月の平均気温は、26.5 度としのぎやすい。

風は年間を通じて強く、年平均風速は 5.6m/s で、その風向は西風が多い。特に冬季は西の季節風が強く吹く。

（気候値は、八丈町大賀郷における 1971 年から 2000 年の 30 年間の統計値：八丈島測候所発表）

(3) 人口

八丈町の人口は、第二次大戦後の引き上げ者などの流入によって、昭和 25 年に 13,359 人のピークに達したが、その後次第に減少し、平成元年に 1 万人の大台を割った。平成 5 年ごろからその減少傾向に歯止めがかかり、9,400 人前後で推移していたが、平成 16 年 4 月には 9 千人を割っている。人口の約 8 割が三根・大賀郷の坂下地域に集中し、檜立・中之郷・末吉の坂上地域は過疎化が顕著に進んでおり、島外からの定住者対策や、坂上の過疎対策が必要である。

(4) 道路等

都市計画道路は、底土間～空港～八重根間が全線開通し、島の港と空港を結び、住民の生活と財産を守る主要幹線道路となった。また、永郷道路・登龍道路の整備や市街地の歩道設置も進められている。これらの幹線道路と同様に、生活道路・農道・林道・登山道も整備されつつあり、街路樹や草花の植栽により景観づくりへの配慮もなされている。一方、道路舗装によりにより排水量が著しく増加し、多雨時には排水溝からあふれ、近隣の屋敷や農地に被害をもたらすこともあり、早急に排水路等の整備を進める必要がある。また、通行の安全を図るため行われている一般都道の線形拡幅改良事業は、防災上も必要不可欠である。

(5) 空港、港湾等

八丈島空港は、1,800メートルから、平成16年9月に2,000メートル滑走路に延長され、利便性の向上や輸送力の増強が図られた。平成17年10月からはA320型機(166人乗り)が就航し、貨物コンテナ積載が可能となったほか、八丈島-大島路線も開設された。また、八丈島を拠点としたヘリコプターは伊豆諸島の島々を結び、特に交通機関の少ない青ヶ島や御蔵島への足として利用されている。

主要港湾である神湊港底土岸壁は、第8次計画までの工事により岸壁・周辺整備が進み、貨客両面から飛躍的な改善が図られた。また、一島二港主義の原則のもとに整備が進められている八重根港岸壁も、5,000トン級の船舶が接岸できる岸壁が整備されている。

今後は、10,000トン級の大型船の寄港可能な接岸率の高い港を目指して、岸壁の延長及びしゅんせつを図るとともに、貨物の集散拠点及び島外との交通の拠点としての機能など、貨客両面に配慮した整備を促進する。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画は、都国民保護計画において想定している武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とするとともに、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮し、町国民保護計画が対象とする事態について、以下のとおり定める。

* N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態^(*)として、都国民保護計画において想定している以下に掲げる4類型を対象とする。

- 着上陸侵攻
- ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態^(**)として、都国民保護計画において想定している以下に掲げる4類型を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

- 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急処理事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

(*) 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

(**) 緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

4 武力攻撃事態等の特徴

武力攻撃事態、緊急対処事態及びNBCを使用した攻撃の特徴については、以下のとおりである。（都国民保護計画より）

(1) 武力攻撃事態 4 類型の特徴

事態類型	特 徴
<p>1 着上陸侵攻</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃 	<p>攻撃目標となりやすい地域 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>想定される主な被害 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>被害の範囲・期間 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</p> <p>事態の予測・察知 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</p>
<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃 	<p>攻撃目標となりやすい地域 人口密集地域などに対する注意が必要である。</p> <p>想定される主な被害 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</p> <p>被害の範囲・期間 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</p> <p>事態の予測・察知 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p>

<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>・ 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</p>	<p>攻撃目標となりやすい地域 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>想定される主な被害 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>被害の範囲・期間 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。</p> <p>事態の予測・察知 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</p>
<p>4 航空攻撃</p> <p>・ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>攻撃目標となりやすい地域 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>想定される主な被害 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>被害の範囲・期間 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>事態の予測・察知 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p>

(2) 緊急処理事態4類型の特徴

事態類型	特徴
<p>1 危険物質を有する施設への攻撃</p>	<p>可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</p>
<p>2 大規模集客施設等への攻撃</p>	<p>集客施設等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>
<p>3 大量殺傷物質による攻撃</p>	<p>次頁のNBCを使用した攻撃の特徴と同様の被害を発生させる。</p>

<p>4 交通機関を破壊手段としたテロ</p>	<p>航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p>攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。</p> <p>爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。</p>
-------------------------	---

(3) N B C 攻撃の特徴

種 別	特 徴
核兵器等	<p>核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。</p> <p>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</p> <p>放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。</p> <p>原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。</p>
生物兵器等	<p>人に知られることなく散布することが可能である。</p> <p>生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。</p> <p>生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。</p>
化学兵器等	<p>急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特特定は困難である。</p> <p>建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。</p> <p>地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。</p> <p>特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>化学兵器としては、一般的に、サリン、V Xガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。</p>

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び所掌事務等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部署の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各部署における平素の業務

町の各部署は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【町の各部署における平素の業務】

部署名	平素の業務
総務課	<ul style="list-style-type: none">・国民保護協議会の運営に関すること・国民保護計画の見直し・変更に関すること・初動体制の整備に関すること・職員の参集基準の整備に関すること・区市町村国民保護対策本部に関すること・関係行政機関等との連携体制の整備に関すること・避難実施要領の策定に関すること・物資及び資材の備蓄等に関すること・国民保護措置についての訓練に関すること・安否情報の収集・提供体制の整備に関すること・警報、緊急通報の内容の伝達体制等の整備に関すること・特殊標章等の交付等に関すること
企画財政課	<ul style="list-style-type: none">・報道機関との連絡に関すること・国民保護に関する広報及び広聴に関すること・港湾施設、海岸保全施設、漁港及び空港の警戒等の予防対策に関すること・国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること
税務課	<ul style="list-style-type: none">・被災者に対する町税の免除及び徴収猶予に関すること

住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金品の受領及び配分に関する事 ・ 救援物資の備蓄、運送及び配分に関する事 ・ 避難者の運送及び避難施設の設営に関する事 ・ 遺体の検案及びこれに必要な措置に関する事 ・ 国民保護に係るボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事 ・ 住宅の建設、補修等のための融資等に関する事 ・ 廃棄物（し尿を含む。）の処理に関する事
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ 医療及び防疫に関する事 ・ 保健衛生、救護及び保護に関する事
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路及び橋梁の保全に関する事 ・ 道路等における障害物の除去に関する事 ・ 応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関する事 ・ 町営住宅に関する事
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業及び農林漁業団体等の対策に関する事 ・ 生鮮食料品等の確保に関する事 ・ 来島者等の対応に関する事 ・ 野外収容施設の設営に関する事
会計係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金及び物品の出納及び保管に関する事
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。） ・ 避難住民の誘導に関する事 ・ 消防活動の整備に関する事
企業課	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス等による運送に関する事 ・ 水道施設の警戒等の予防対策に関する事 ・ 応急給水に関する事
町立八丈病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町立病院の医療救護体制の整備に関する事 ・ 町立病院施設の警戒等の予防対策に関する事
教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文教施設の警戒等の予防に関する事 ・ 被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事 ・ 文化財の保護に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の部署に対する応援のための体制整備に関する事

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ、速やかに町長及び総務課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【体制の設置・総括者】

体制	設置者	総括
危機情報連絡体制	助役	助役
緊急事態連絡室体制	町長	町長
災害対策本部体制	町長	町長
国民保護対策本部体制	町長	町長

【職員参集基準】

体制	参集基準
危機情報連絡体制	・ 総務課職員等
緊急事態連絡室体制	・ 総務課職員等 ・ 町長及び特別職 ・ 各管理職並びに消防長 ・ 事態・事案関係部署職員
災害対策本部体制	・ 全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集
国民保護対策本部体制	

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	町の全部署での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
	町の全課部署での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	
	突発的に事案が発生するなどし、その被害が災害対策基本法上の災害に該当するため、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合	
事態認定後	国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課部署での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合
		町の全課部署での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）
	国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	

(4) 本部の代替機能の確保

町は、町国民保護対策本部（以下、「町対策本部」という。）が被災した場合等、町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により指定する順位を変更することを妨げるものではない。また、町外への避難が必要で、町内に町対策本部を設置することができない場合には、都知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

順位	施設名	場所
第1順位	保健福祉センター	八丈町三根 2
第2順位	コミュニティーセンター	八丈町三根 2 6 - 6
第3順位	末吉公民館	八丈町末吉 6 3 3

(5) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び総務課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(6) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び総務課職員が、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【町対策本部長の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
町 長	助 役	総務課長	企画財政課長

(7) 職員の所掌事務

町は、(3) ~ の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部における体制

消防本部は、町における参集基準等と同様に、消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、町は、都と連携し、消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、町は、都と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、手続項目ごとに、

以下のとおり担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	総務課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		

表中の法は「国民保護法」を示す。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当部局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、運送経路や手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の都への協議

町は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 町と都の役割分担

町は都と協議し、災害対策における役割分担を基本として、あらかじめ役割分担を明らかにする。

(5) 警察との連携

町長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

3 他の市町村等との連携

(1) 近隣町村との連携

町は、近隣町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている近隣町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣町村相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

町は、武力攻撃事態において、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合に備え、近隣町村等とあらかじめ調整を行う。

(3) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、東京消防庁や他市町村の消防本部との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、NBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況に関する情報交換を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、町内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部とともに、医療機関等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所に対する支援

町は、都及び関係機関と協力し、町内の事業所における武力攻撃事態等への観点を加えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間事業所の有する広範な人的・物的ネットワークと連携の確保を図る。

5 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 電気通信事業者等との連携

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図るため、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等との連携に十分配慮する。

(2) 通信連絡体制の整備

町は、武力攻撃災害発生時においても通信連絡を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都における通信連絡システムを踏まえ、自然災害時における体制を活用し、通信連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、通信連絡体制の整備に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設	・通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）を図る。
設備面	・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達の際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。また、警報の伝達にあたっては、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

町長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発

的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

なお、同報系防災行政無線の整備に当たっては、国による全国瞬時警報システム（J - A L E R T）^(*)の開発・整備の検討を踏まえる。

(3) 警視庁との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には管区海上保安本部）をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

(4) 都との連携

町は、都が行う、学校、空港施設等の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 学校、空港等に対する警報の伝達のための準備

町は、都から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、空港、官公庁、事業所その他の多数の者が利用する施設についての情報伝達体制を、都との役割分担も考慮して定める。また、町は、各施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制の整備を行う。

(7) 民間事業者からの協力の確保

町は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

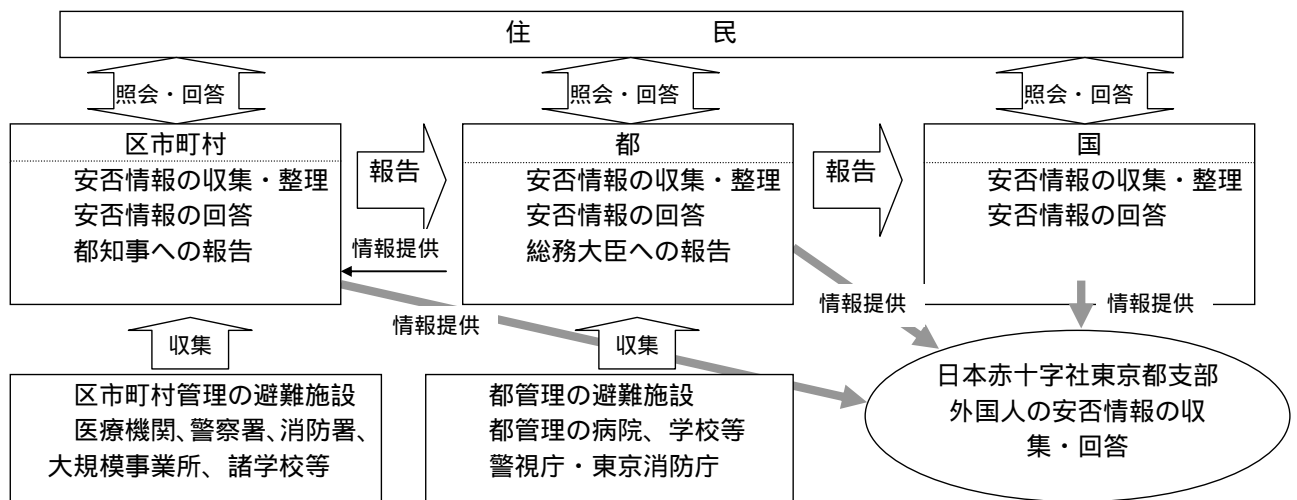
^(*) 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、安否情報の整理及び回答責任者等を定め、必要な研修・訓練を行う。また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

《安否情報の収集・提供の概要》（都国民保護計画より）



【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - 氏名
 - 出生の年月日
 - 男女の別
 - 住所
 - 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - ～のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - 負傷や疾病の有無
 - 負傷又は疾病の状況
 - 現在の居所
 - 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
 - 安否情報の提供に係る同意の有無等
- 2 死亡した住民
 - （上記～、に加えて）
 - 死亡の日時、場所及び状況
 - 死体の安置場所
 - 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等

(2) 町と都の役割分担

町は、都との次のような役割分担により、安否情報の収集・提供を行うものとする。

安否情報の収集は、住民に関する情報を有する町が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応

- ・町 …………… 町管理の避難施設
町の施設（病院・学校等）
町内の医療機関、警察署、消防本部、大規模事業所
- ・都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（学校等）
警視庁等

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(4) 住民等への周知

町は、都と連携して、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、住民に周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえて、必要な体制の整備を図る。

《収集・報告すべき情報》

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
死者、行方不明者、負傷者
住宅被害
その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、住所、概況

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備^(*)

町は、武力攻撃事態において、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

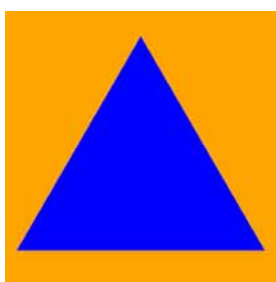
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書



第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面		裏面	
	（この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余地）		
身分証明書 IDENTITY CARD			
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel			
氏名/Name -----			
生年月日/Date of birth -----			
この証明書の持所有者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as -----			
交付年の年月日/Date of issue -----		証明番号/No. of card -----	
		許可権者の署名/Signature of issuing authority -----	
有効期間の満了日/Date of expiry -----			
身長/Height -----		目の色/Eyes -----	
		髪の色/Hair -----	
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: ----- ----- -----			
持所有者の写真 PHOTO OF HOLDER			
用印/Stamp		持所有者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(*)【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(2) 交付要綱の作成

町長及び消防長は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(3) 特殊標章等の作成・管理

町又は消防長は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。また、都と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣町村、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練

警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

町は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

町は、都と連携し、学校、空港、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。

町は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。なお、武力攻撃事態等における避難については、全住民の島外避難を基本として対処する。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、都と連携し、全住民の島外避難（以下「全島避難」という。）を基本とし、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、船舶等の運送事業者の輸送力データ等必要な基礎的資料を準備する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

住宅地図
区域内の道路網のリスト
輸送力のリスト
一時避難施設のリスト
港湾施設のリスト
備蓄物資、調達可能物資のリスト
生活関連等施設等のリスト
関係機関の連絡先一覧、協定
自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
消防機関のリスト
災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 高齢者、障害者等要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な要援護者の避難について、避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、健康課を中心とした横断的な「災害時要援護者対策班」を迅速に設置し、都の災害要援護者対策総括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

(3) 民間事業者の協力

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら事業者の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努

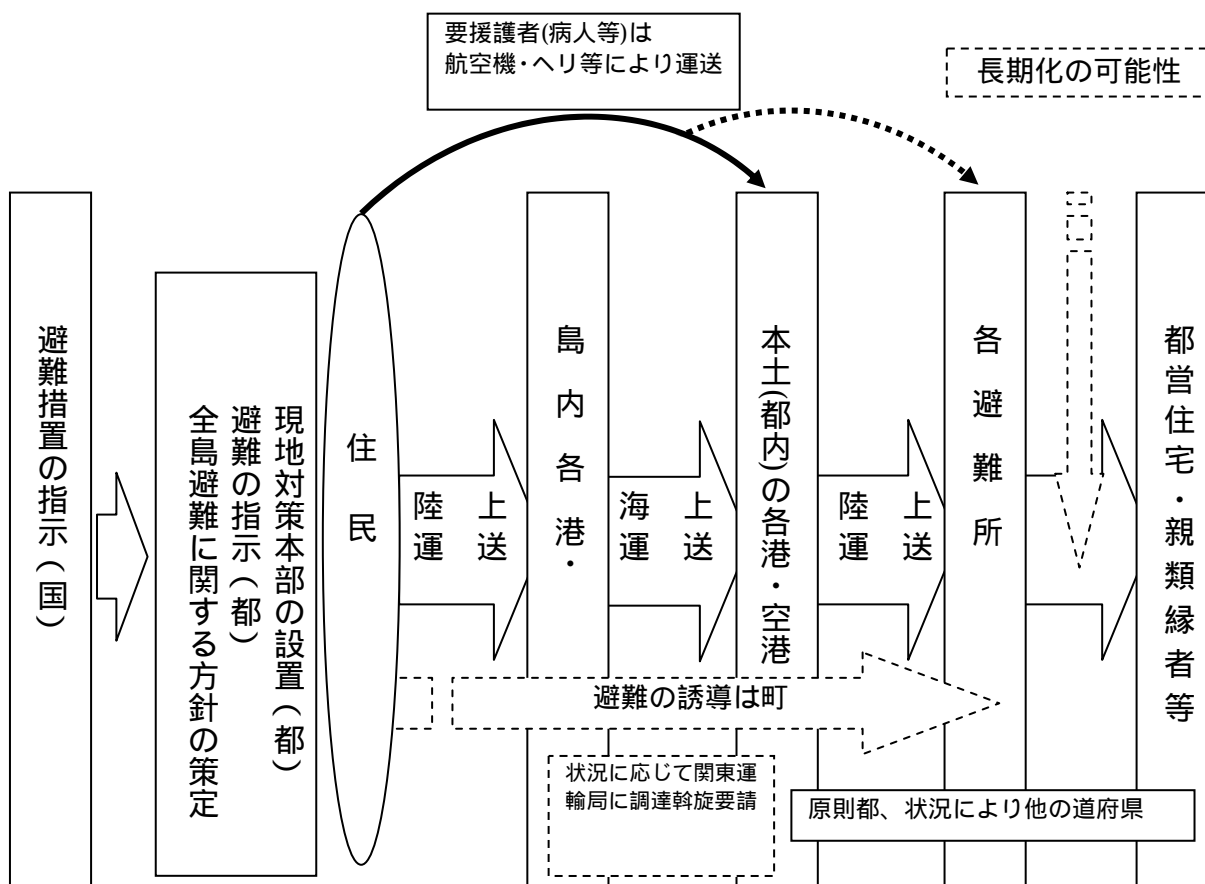
める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(4) 学校や事業所との連携

町は、学校や事業所における避難に関して、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

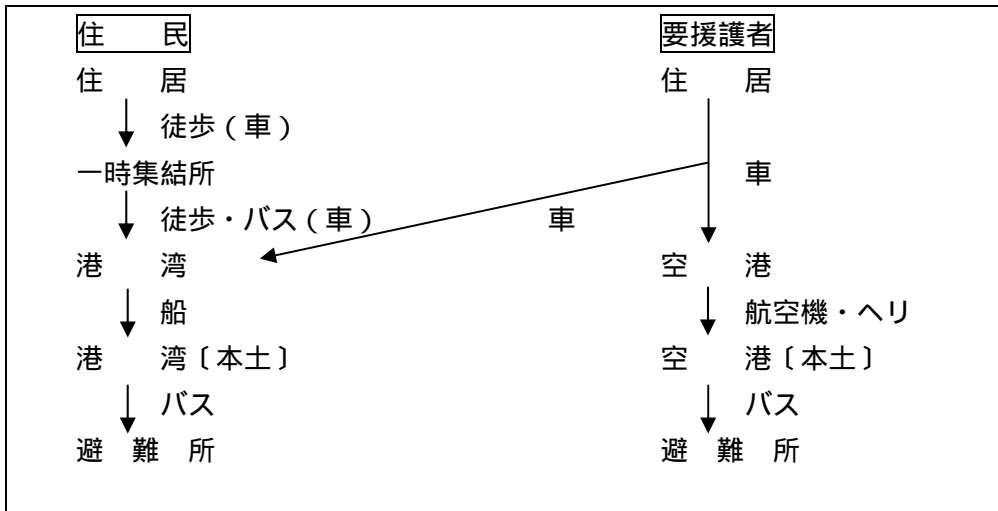
《 全島避難の基本的な流れ 》



2 避難実施要領のパターンの作成

町は、都による支援を受け、全島避難を基本とした避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。避難実施要領の作成にあたっては、関係機関(教育委員会など町の各執行機関、消防本部、警視庁、海上保安部等、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、島の特性を考慮し、観光客、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難方法等について配慮する。

【避難パターン】



3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

町は、都国民保護計画及び本計画において定める町と都との役割分担等に基づき、また、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、救援事務についてあらかじめ都と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【収集・管理する資料】

情報	内容
収容施設	・長期の収容施設として活用できる土地・建物等のリスト ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容できる社会福祉施設、宿泊施設、長期避難住宅、賃貸住宅等のリスト
備蓄物資 調達可能物資	・大量の食料や飲料水等の生活必需品の備蓄・調達先のリスト、調達経路 ・仮設住宅建設用、応急修理用の資材の調達方法、建設業協会のリスト等
関係医療機関	・病院の所在、病床数等の対応能力についてのデータ
救護班	・派遣元、班編成、活動内容等についてのデータ
火葬場等	・火葬場等の所在及び対応可能数等についてのデータ
関係機関等協定	・協定書
関係機関連絡先	・国、都、区市町村、民間事業者等一覧

(3) 救援センター運営の準備

町は、町が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、都と連携して、運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、都が保有する町に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握する。

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における全島避難する住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する、町内の運送経路の情報を把握する。

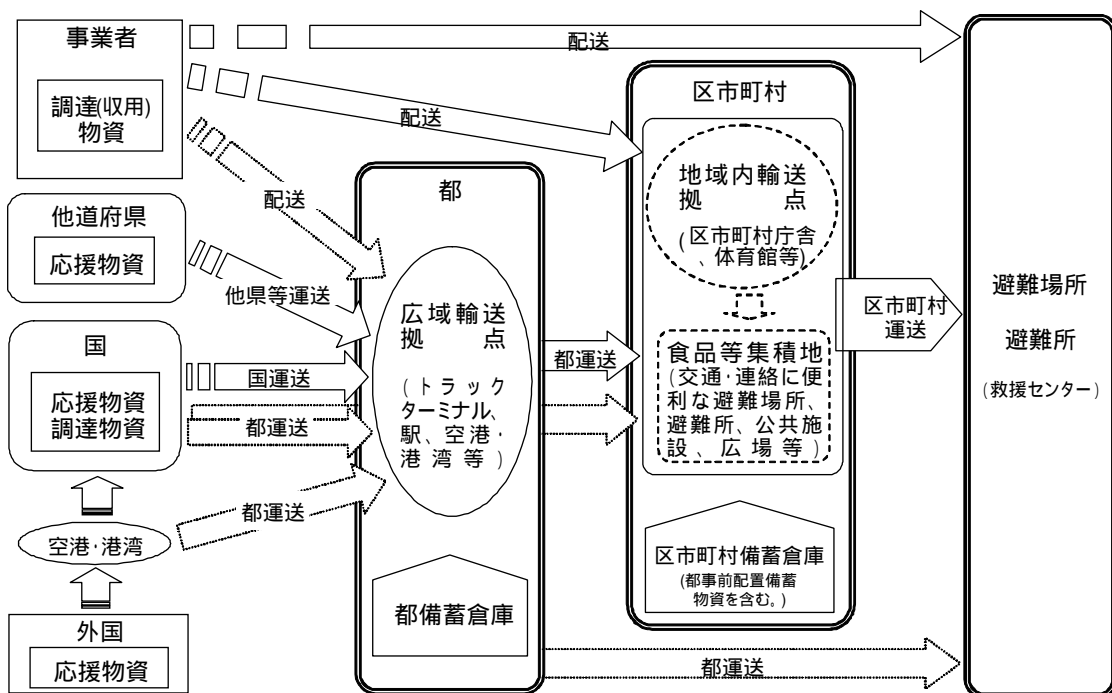
(3) 避難住民等の運送体制の整備

町は、都と連携し、運送事業者との協議の上、全島避難する住民の運送及び緊急物資等の運送を実施する体制を整備する。

(4) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

町は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

緊急物資等の配送の概要（都国民保護計画より）



5 避難施設の指定への協力

町は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

町は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

【避難施設の区分】

区 分	用 途	施 設（例示）
一時避難所	避難住民が、一時的に避難する場所	・小、中、高等学校 ・公民館 ・体育館
二次避難所	自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設 等
避難場所	特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・小、中、高等学校の校庭

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、町内に所在する生活関連等施設について、都を通じて把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

《 収集すべき情報 》

・施設の種類	・名称	・所在地	・管理者名
・連絡先	・危険物質等の内容物		・施設の規模

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省

	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

町は、国民保護措置の実施のため、特に必要となる次のような物資及び資材について、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、新たに備蓄、調達に努める。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 都及び他の区市町村との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においては、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 水道施設の機能の確保

町は、その管理する水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、給水タンクの整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果その他関係する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限に止めるためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

町は、都と連携し、緊急時に事業所内に避難する人々の受入などの協力について、町内の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

町教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民の武力攻撃災害の兆候発見時の通報義務の周知

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 武力攻撃事態等における行動の周知

町は、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

(3) 応急手当の普及

町は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

町は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の自治体において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

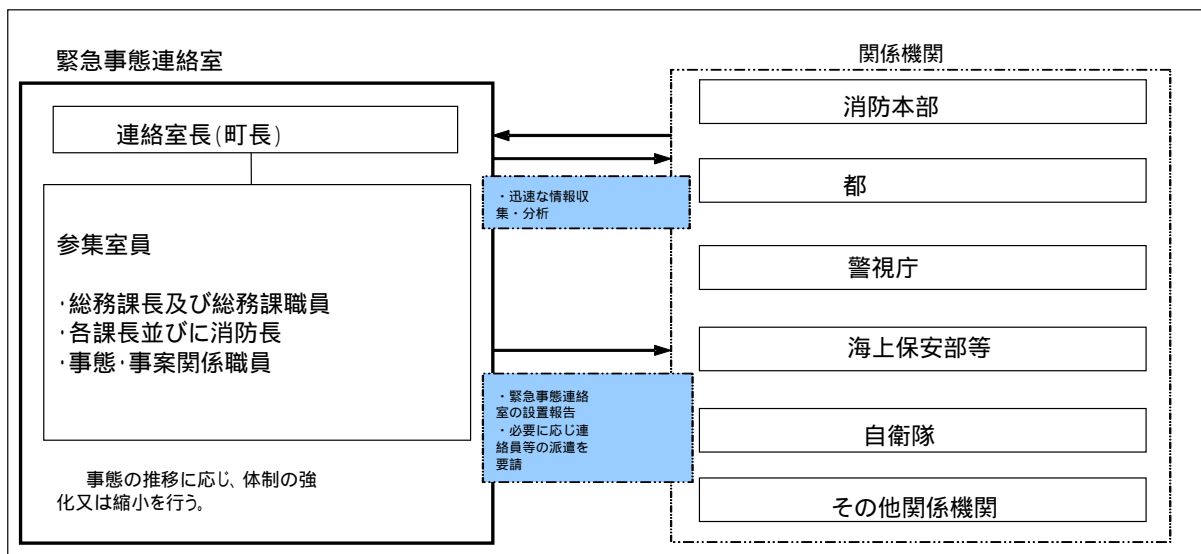
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

町は、現場からの情報により、事案の発生を把握した場合においては、速やかに、都及び警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。

【緊急事態連絡室の構成等】



住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。

また、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

「緊急事態連絡室」は、町国民保護対策本部員のうち、助役、各課長、総務課職員、事態・事案関係課職員などにより構成する。

「緊急事態連絡室」は、消防本部、警察署、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

町は、町対策本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、町災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(2) 初動措置の確保

町は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、「町災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、町長は、国、都等から入手した情報を消防本部等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防職員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都知事や他の区市町村長等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」等を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」等は廃止する。

その際、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

2 町災害対策本部における総合的な対応

(1) 町災害対策本部の設置

町は事態認定前において、原因不明の緊急事案が発生し、その被害の態様が災害対

策基本法に規定する災害に該当する場合には、災害対策基本法に基づく町災害対策本部を設置し、必要な措置を総合的に推進する。この場合、町は、都に災害対策本部を設置したことを連絡する。

(2) 町災害対策本部における対応の基本

町は、町災害対策本部において、事案に応じて関係機関が災害対策基本法、警察官職務執行法、消防法、海上保安庁法等にもとづき講じる避難の指示、警戒区域の設定、消火、救助・救急等についての情報を収集・分析し、総合調整するなど、被害の最小化を図る。

(3) 速やかに実施すべき措置

町は、被災者の救助、救援、搬送、避難の指示、警戒区域の設定、警戒要請等を速やかに実施する。

(4) 町対策本部への移行

政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から町対策本部の設置の指定があった場合、町は、直ちに新たな体制に移行し、「町災害対策本部」を廃止する。その際、災害対策基本法に基づき避難等の指示等の措置を講じている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行なうものとする。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

(1) 危機情報連絡体制又は緊急事態連絡室の設置

町は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機情報連絡体制又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

(2) 初動措置

危機情報連絡体制又は緊急事態連絡室を設置した場合において、町は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町は、町対策本部の設置指定があった場合、町対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置

町は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受けた場合は、直ちに町対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室等を設置していた場合は、町対策本部に切り替える（前述））。

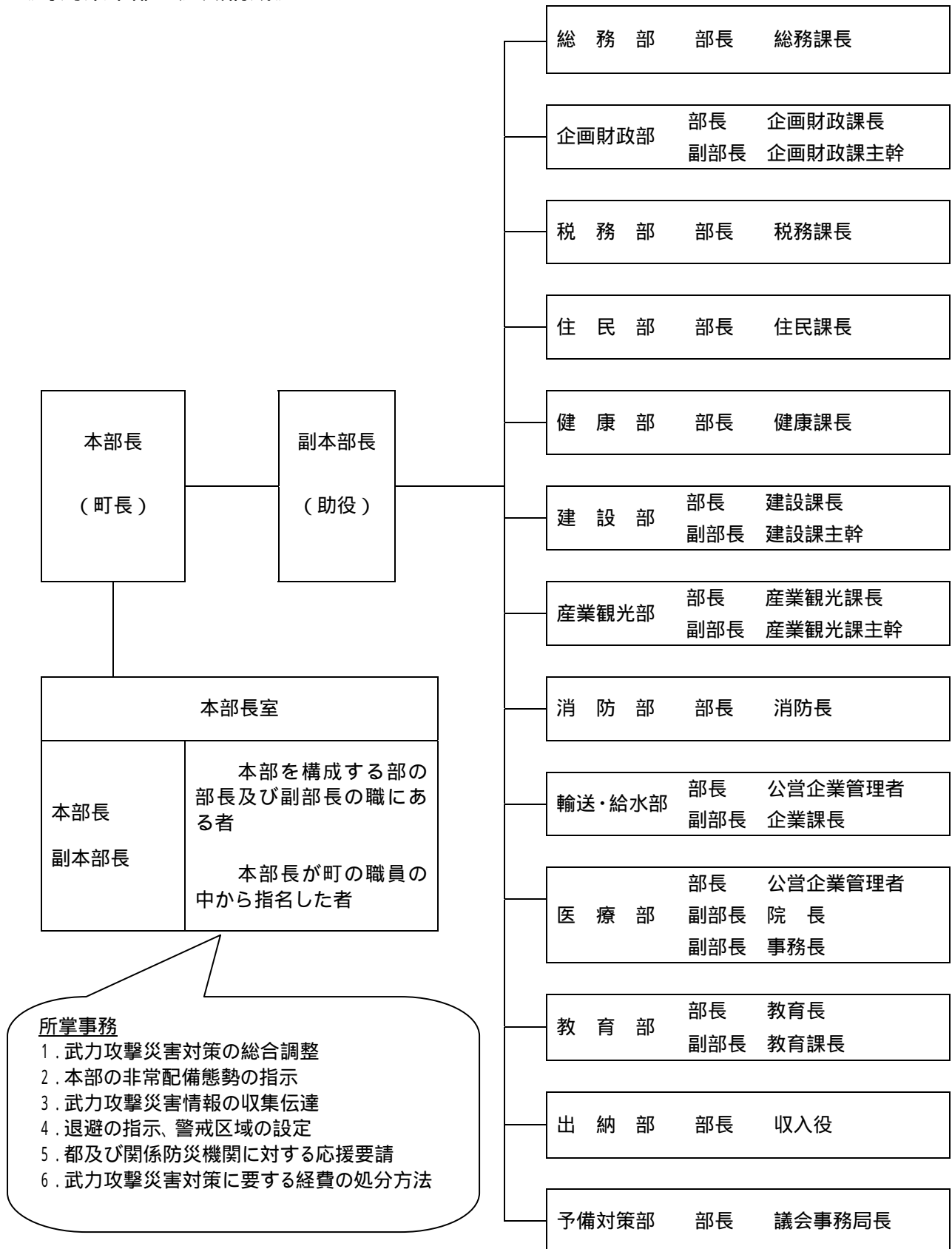
町対策本部担当者は、町対策本部員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、町対策本部等に参集するよう連絡するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。また、町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

町は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

(2) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

《町対策本部の組織構成》



《町対策本部各組織の機能》

部 署	武力攻撃事態等における業務（機能）
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都及び関係防災機関との連絡・調整に関する事。 ・各課等の災害対策事務の指導連絡に関する事。 ・被害情報の収集、通信連絡の総括に関する事。 ・通信施設の保全に関する事。 ・特殊標章等の交付、許可に関する事。 ・職員の服務に関する事。 ・武力攻撃災害対策の総合調整に関する事。 ・庁舎等の防災及び修理に関する事。 ・安否情報の収集・提供に関する事 ・警報、緊急通報等の内容の伝達に関する事。
企画財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害に関する広報及び公聴並びに報道機関の対応に関する事。 ・被災者の苦情及び相談窓口に関する事 ・写真等による情報の収集及び記録に関する事。 ・車両、船舶その他輸送機関の調達に関する事。
税務部	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋及び土地の被害状況の調査に関する事。 ・武力攻撃災害時の他の課の応援に関する事。
住民部	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の運送及び配分に関する事。 ・避難住民の運送及び避難所の設営に関する事。 ・在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関する事。 ・ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事。 ・保育所及び各福祉施設の救護並びに応急対策に関する事。 ・遺体の収容に関する事。 ・災害廃棄物及びごみ、し尿処理に関する事。 ・所管施設の保全に関する事。 ・武力攻撃災害時の他の課の応援に関する事。
健康部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療及び防疫に関する事。 ・医療機関等との連絡調整に関する事。 ・高齢者、障害者の安全確保及び支援に関する事。 ・乳幼児及び妊産婦の救護に関する事。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路及び橋梁の保全に関する事。 ・道路等における障害物の除去に関する事。 ・応急仮設住宅等の設営及び住宅の応急修理に関する事。 ・町営住宅の保全に関する事。 ・武力攻撃災害対策に必要な労務の供給に関する事。
産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・農林、漁業施設等の保全に関する事。 ・農林漁業団体の対策に関する事。 ・観光客の安全確保及び対応に関する事。 ・所管施設の保全に関する事。 ・武力攻撃災害時の他の課の応援に関する事。
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する事。（救急・救助を含む。） ・避難住民の誘導に関する事。 ・消防団の出動及び連絡調整に関する事。

輸送・給水部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車輛の調達に関する事。 ・ 交通施設の点検整備に関する事。 ・ 救助隊、救援物資等の運送に関する事。 ・ 応急給水に関する事。 ・ 水道施設の保全に関する事。
医療部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者及び妊産婦の収容並びに措置に関する事。 ・ 派遣医療救護班との連絡調整に関する事。 ・ 検案に関する事。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災児童生徒の救護に関する事。 ・ 避難所の設営に関する事。 ・ 文教施設の保全に関する事。 ・ 応急給食に関する事。
出納部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金及び物品の出納及び保管に関する事。
予備対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害時の他の課の応援に関する事。

(3) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町は、自らの町について町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(4) 町対策本部における広報体制等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、広報は、町対策本部において一元的に行うこととし、助役が統括する。

【町対策本部における広報体制】

広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置。町においては助役を「広報責任者」とする。

広報手段

広報誌、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備。

留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- イ) 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行う。
- ウ) 都と連携した広報体制を構築する。

(5) 町現地対策本部の設置

町は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対

策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

町は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

参加機関

都、警察、消防、保健所、医療機関など現地で活動している機関等

実施内容

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整等

町は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

町の区域に係る国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

都対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。^(*)また、町対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

情報の提供の求め

町対策本部長は、都対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、

^(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 関係機関との情報連絡体制

町対策本部及び各関係機関との情報連絡は、第2編第1章第3通信の確保で整備した連絡系統、手段・システムを用いる。

(2) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(3) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(4) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 特殊標章等の交付及び管理

町長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

町長

- ・ 町の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

町は、都の対策本部及び、都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から都対策本部本部派遣員として町職員の派遣の求めがあった場合は、速やかに職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

町は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

町は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、

町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 自衛隊への派遣要請

町は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長を通じて、次の連絡先を介し、防衛庁長官に連絡する。

区分	連絡先
陸上自衛隊	東部方面総監
海上自衛隊	横須賀地方総監
航空自衛隊	防空指揮群司令

(2) 出動部隊との意思疎通

町は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動^(*)により出動した部隊とも、町対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村長等への応援の要求

町は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場

^(*)内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

町は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

町が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 町は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の区市町村に対して行う応援等

町は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応

援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮し、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制に関して平素の体制整備を踏まえ定める。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴

訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達・通知

(1) 警報の内容の伝達等

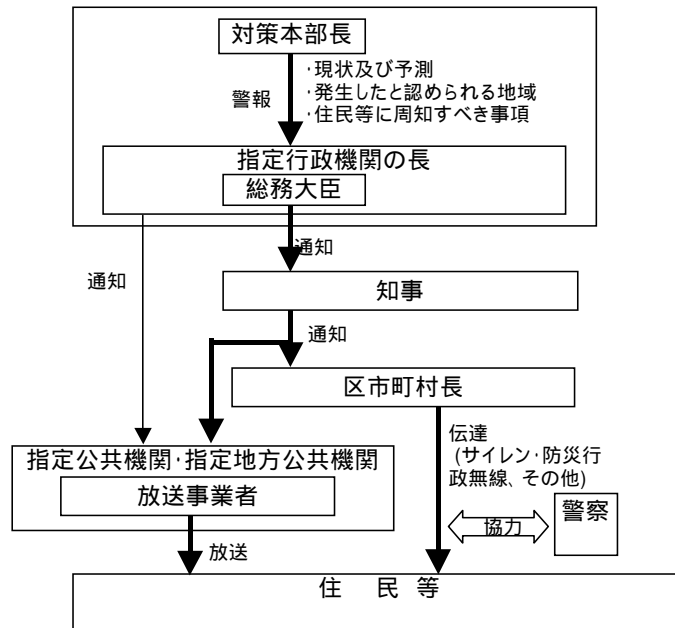
町は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行う。

(2) 警報の内容の通知

町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、町立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

《警報の通知・伝達の仕組み》



2 警報の内容の伝達方法

(1) 伝達方法

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在、町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、町が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による各世帯への伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 自主防災組織等の協力

町長は、消防本部と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。

(3) 要援護者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、平素から整備した「要援護者への情報提供体制」を活用し、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達するように努める。

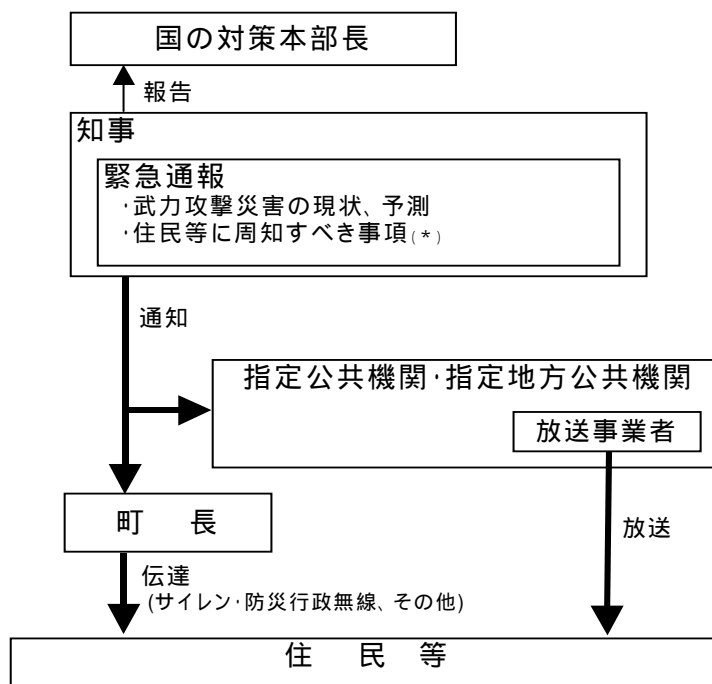
(4) 解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

緊急通報の発令の概要



第2 避難住民の誘導等

町は、都の避難の指示及び都の「全島避難に関する方針」に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 全島避難の実施

町は、島しょ地域で武力攻撃等が発生又は発生する恐れがある場合には、都の避難の指示に基づき、全島民を本土に避難させることを基本に対処する。

町は、全島避難させるに当たっては、都が設置する現地対策本部と連携協力する。全島避難における町と都等関係機関との役割は、次のとおり。

【全島避難における都及び関係機関等の役割】

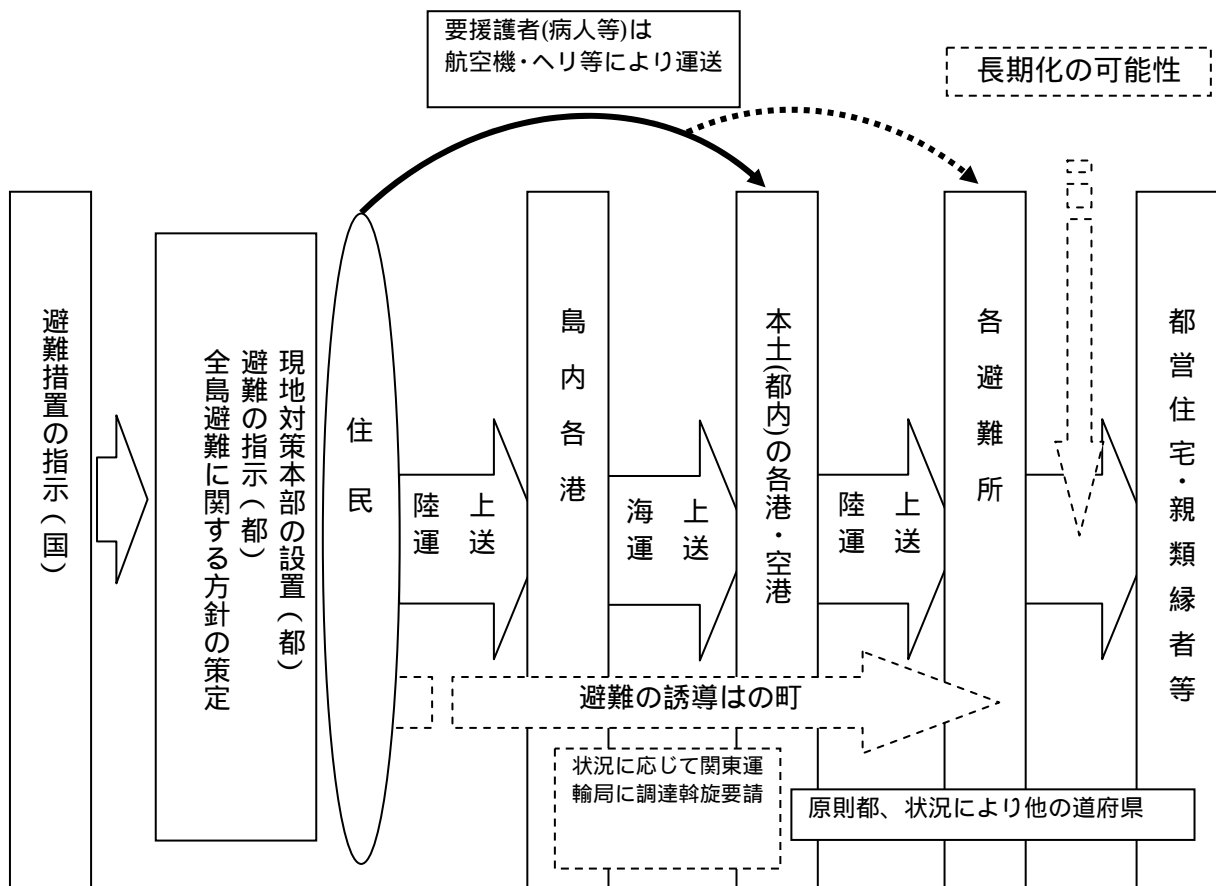
機 関 名	主 な 役 割
町	町の国民保護対策本部の設置・運営 警報の内容の伝達、避難の指示の周知 退避の指示、警戒区域の設定 避難島民の誘導 避難所（本土）の運営に関する協力 島民等の救援に関する協力 消火及び被災者の救助・救急 島民等の安否情報の収集・提供 島民の復帰誘導 復旧・復興の実施
都	現地対策本部の設置・運営 全島避難に関する方針の策定 警報の通知・伝達 避難の指示 他道府県に避難する場合の当該道府県との協議 島民等の運送手段の確保に関する調整 被災者等の救援 避難所（本土）の運営、調整 安否情報の収集・提供 第三管区海上保安本部に対する応援要請 自衛隊の部隊等の派遣要請（国民保護等派遣） 島民等の復帰に関する調整 復旧・復興の実施
支庁（地方隊）	都対策本部の事務を分掌 ^(*) 町の国民保護措置の実施を支援

^(*) 都内（本土）が、武力攻撃事態等の状況下にある場合は、支庁長（地方隊長）が、知事に代理して国民保護措置を実施することもありうる。

警視庁	島内における被災者の救出 避難島民の誘導 警報及び避難の指示等の伝達に関する協力 行方不明者の捜索及び死体の見分 島内における社会不安防止に関する協力 島内における治安の維持
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部、横浜海上保安部、下田海上保安部)	海上における避難住民の誘導 ・船舶交通の整理 ・船艇・航空機による情報収集、必要な情報の提供 海上における避難に伴う混雑等における危険な事態の発生の防止 ・必要な警告又は指示 ・危険な場所への立入りの禁止等
指定行政機関 指定地方行政機関	船舶・航空機等の調達に関する斡旋
自衛隊	避難島民の誘導等の実施
指定公共機関 ・指定地方公共機関 (運送事業者)	避難島民の運送

全島避難の基本的な流れは、次のとおりとする。

《 全島避難の基本的な流れ 》

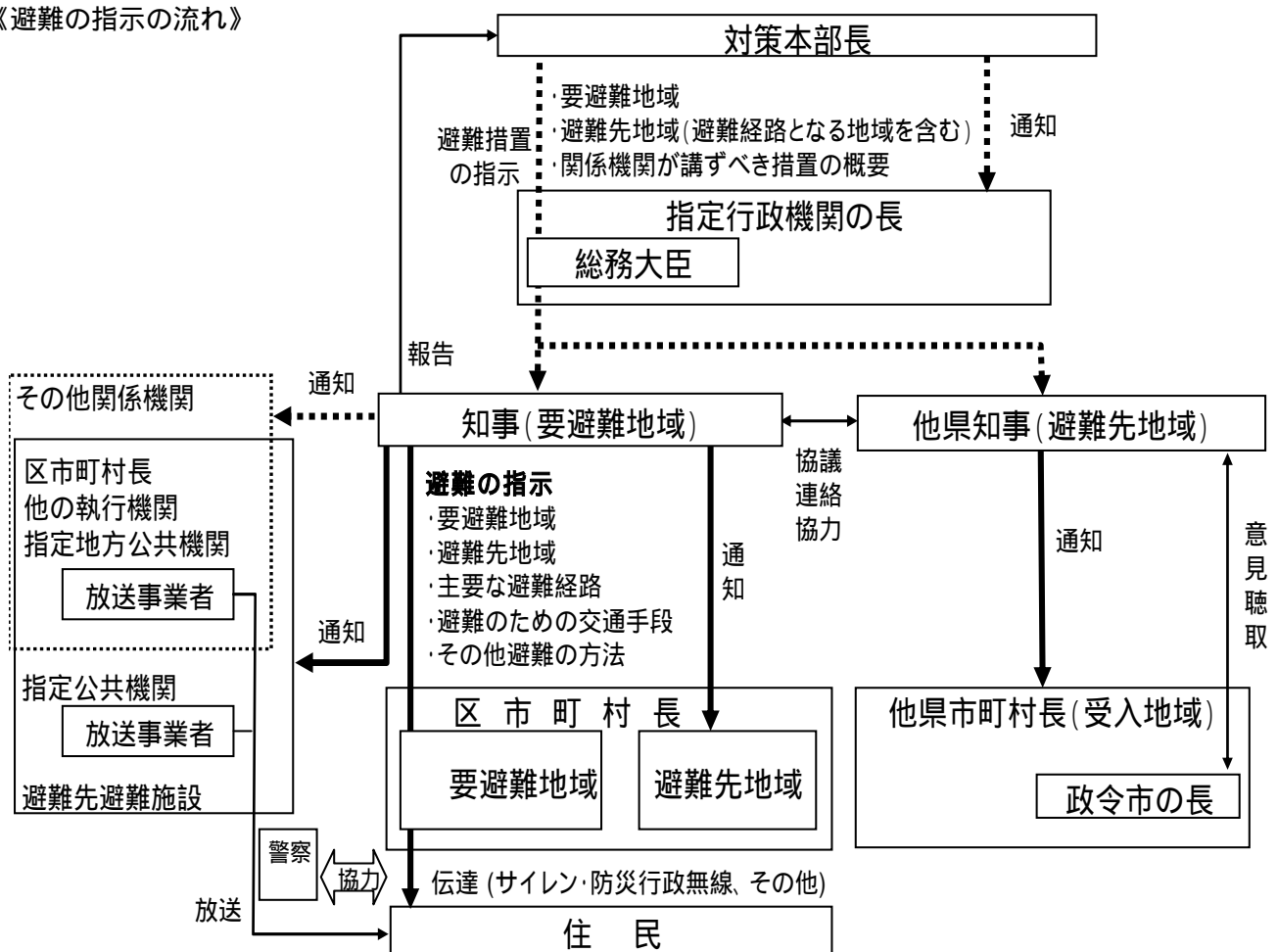


2 避難の指示の伝達

町は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。

町は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

《避難の指示の流れ》



3 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町は、避難の指示を受けた場合は、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考に、各執行機関及び消防本部、都、警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、的確かつ迅速に避難実施要領を作成する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項・ その他避難の実施に関し必要な事項 |
|---|

(2) 避難実施要領に記載する項目

町長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難先

一時集合場所及び集合方法

集合時間

集合に当たっての留意事項

避難の手段及び避難の経路

町職員、消防職員及び消防団員の配置等

高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

要避難地域における残留者の確認

避難誘導中の食料等の支援

避難住民の携行品、服装

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）

（都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

災害時要援護者の避難方法の決定

避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・

自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
関係機関との調整(現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整(都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

町長は、自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、町長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

町は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

町は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

町は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難住民の誘導

(1) 町による避難住民の誘導

町は、避難実施要領で定めるところにより、その職員、消防長及び消防団長を指揮して避難住民を避難先地域まで誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町は、必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町は、避難住民の不安の軽減のために、避難住民に対して、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応など必要な情報を適時適切に提供する。

(6) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者対策班を設置し、都災害時要援護者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする

なお、災害時要援護者の避難に関して、町は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる町職員は警察、消防等とともに、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所の運営

町は、原則、区域内に所在する避難場所を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

町は、警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

町は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

町は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

町長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など町のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘

導の補助を要請する。

(13) 避難住民の運送の求め等

町は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

町は、避難住民の運送にあたっては、災害時要援護者の運送を優先して行う。この場合、重病者、重傷者、障害者等の独力では移動できない住民等の運送を最優先する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

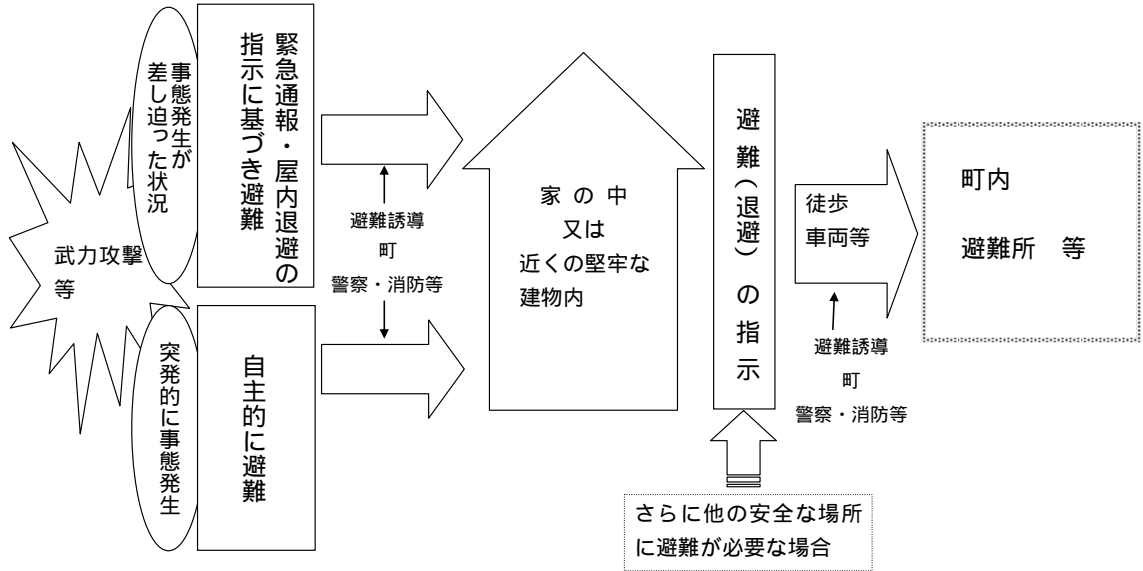
町は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

5 想定される事態状況に応じた避難の形態と町による誘導

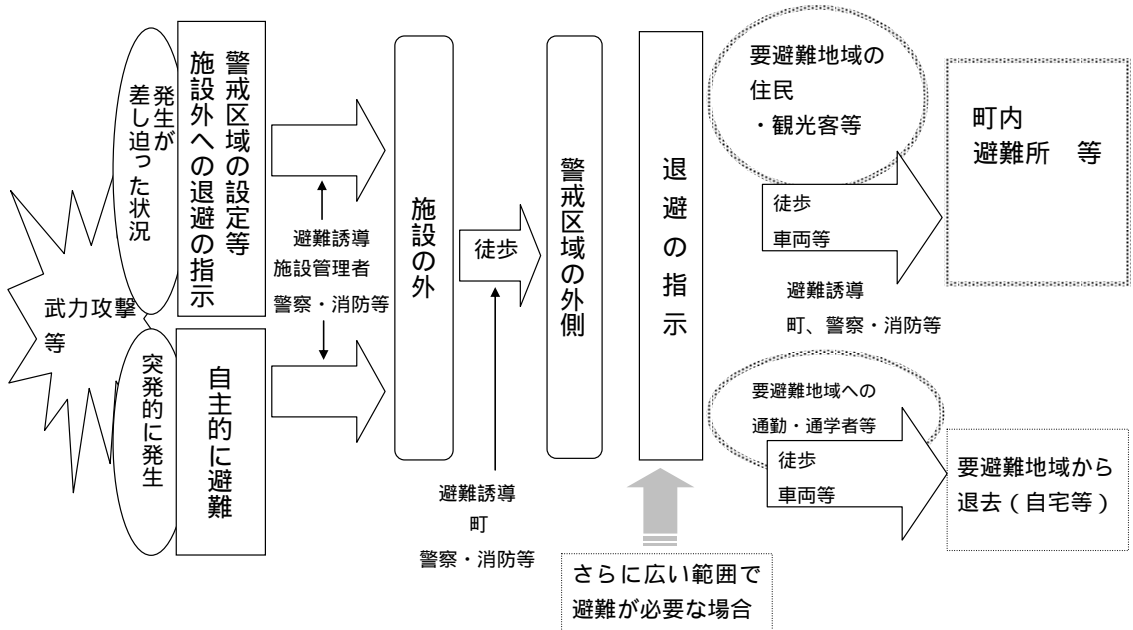
(1) 事態状況に応じた避難の形態

事態状況	該当する事態類型	避難形態
突発的 かつ局地的	ア 屋外で突発的に発生 (ア) ゲリラ・特殊部隊による攻撃 (イ) 弾道ミサイル攻撃 (通常弾頭、BC弾頭) (ウ) 航空攻撃(通常弾頭) イ 集客施設内で突発的に発生 (ア) 緊急対処事態(大規模テロ攻撃)	・攻撃当初は屋内に一時避難させる。 ・安全措置を講じつつ適切な避難所に誘導する(全島避難を含む)。
突発的 かつ広範囲	ア 弾道ミサイル攻撃(核弾頭) イ 航空攻撃(核弾頭)	・攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物に避難する。 ・一定時間後、放射能の影響を受けない安全な地域に避難誘導する(全島避難を含む)。
時間的余裕があり、かつ局地的	ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃 (占拠施設周辺の安全が確保済)	警察等による周辺の安全を確保した上で、避難誘導する。
時間的余裕があり、かつ広範囲	ア 着上陸侵攻	国の総合的な方針に基づき避難する(全島避難を基本とする)。

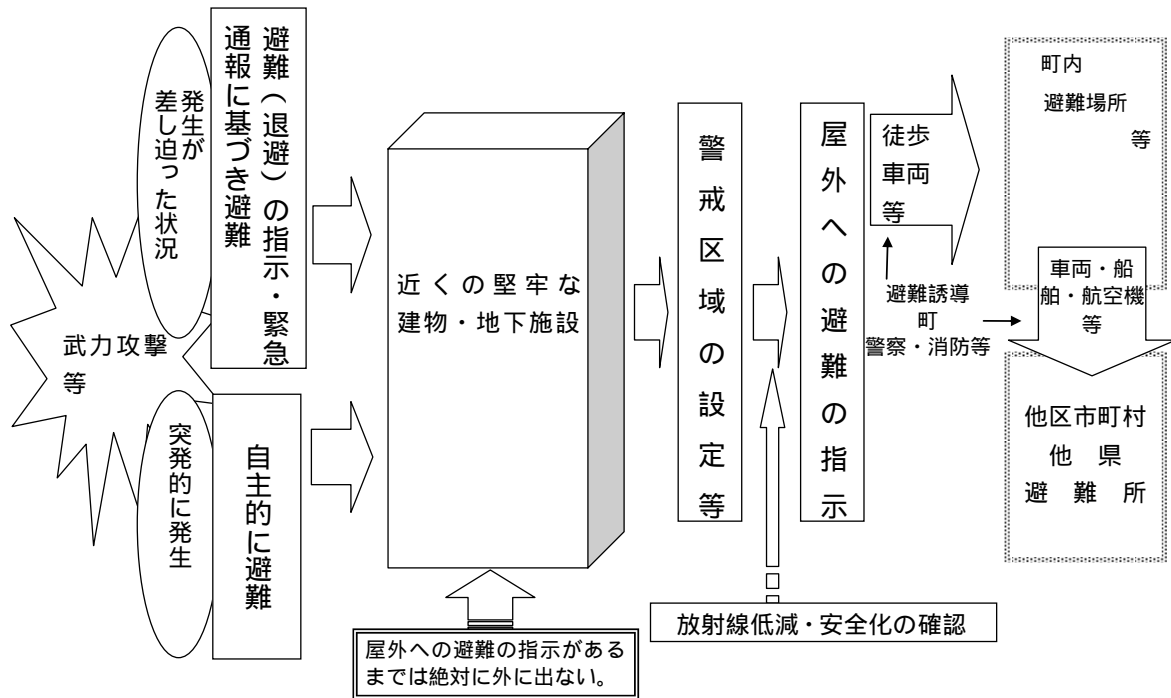
(2) 事態状況別の避難の流れ
 突発的かつ局地的な場合
 ア 屋外で突発的に発生



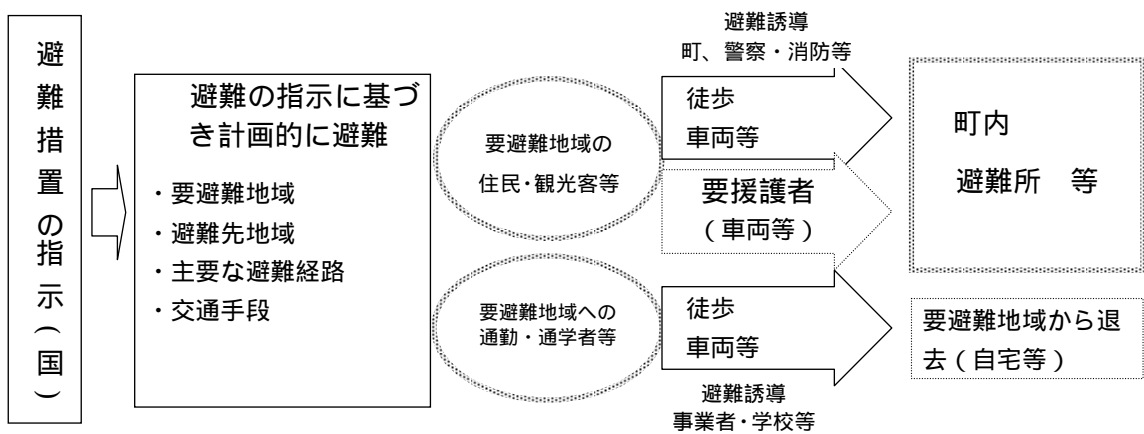
イ 集客施設内で突発的に発生



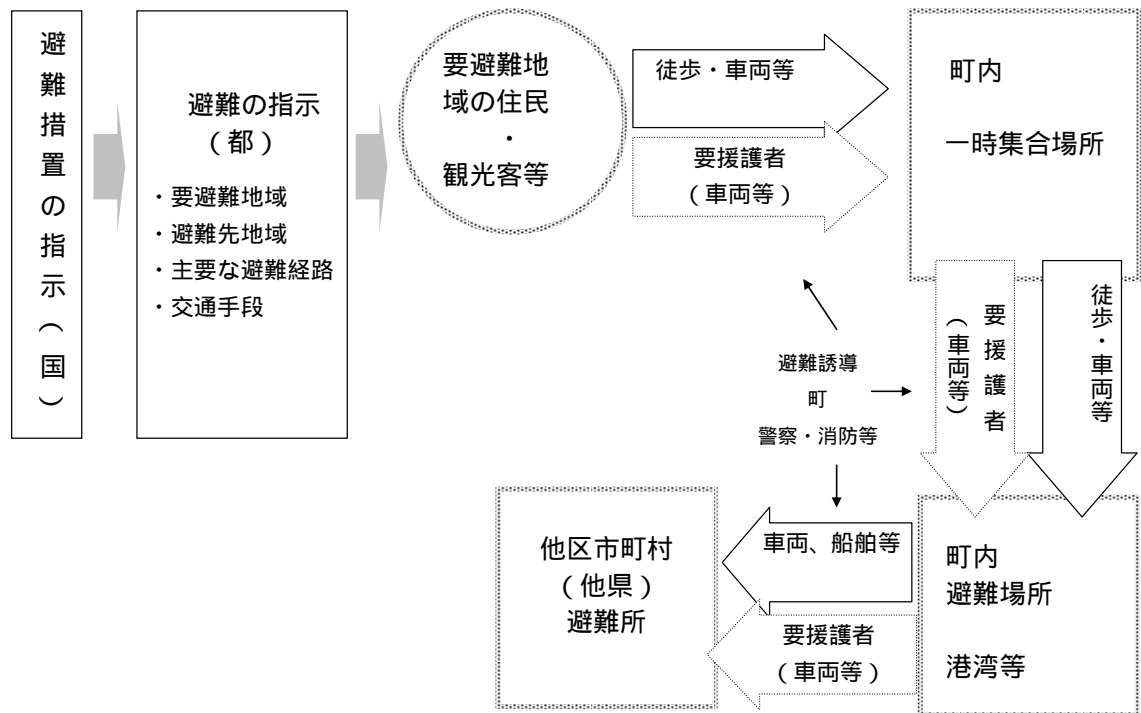
突発的かつ広範囲の場合



時間的余裕があり、かつ局地的な場合



時間的余裕があり、かつ広範囲の場合



(3) 事態類型別の避難に当たっての留意点

突発的かつ局地的な場合

ア 屋外で突発的に発生した場合

(ア) ゲリラ・特殊部隊による攻撃

- ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することを基本とする。
- ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要がある。
- 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。
- また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。

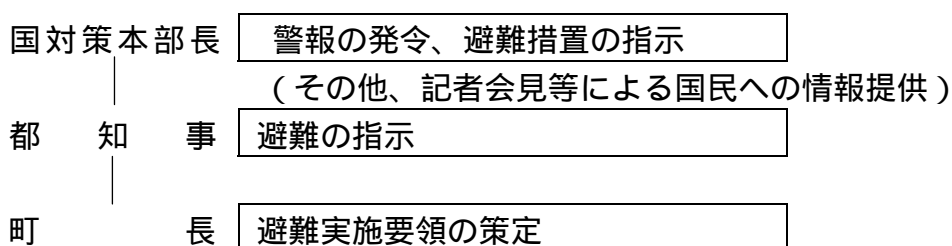
(イ) 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。
- 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物への避難を指示する。
- 着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じて他の安全な地域への避難を指示する。

- ・ 町は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を主に周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示する。



実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令する。

(ウ) 航空攻撃(通常弾頭等)

- ・ 弾道ミサイル攻撃に準じる。

イ 集客施設内で突発的に発生

(ア) 大規模テロ等(緊急処理事態)

- ・ 集客施設等内で突発的に発生した場合には、町は、避難(退避)の指示により集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

突発的かつ広範囲な事態の場合

ア 弾道ミサイル攻撃(核弾頭)

- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物等に避難する。
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示(風下をさけ極力風向きと垂直方向)する。

イ 航空攻撃(核弾頭)

- ・ 弾道ミサイル攻撃(核弾頭)に準じる。

時間的余裕があり、かつ局地的な事態の場合

要避難地域となった町は、避難の指示等に基づき、避難住民を町内の避難所等まで誘導する。

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）
警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

時間的余裕があり、かつ広範囲な事態の場合

ア 着上陸侵攻

- ・ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- ・ このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。
- ・ 町における避難については、全島避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、都が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知 参照）

町では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

第6章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき、都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

町は、都知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

町は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

町は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

・町は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

・町は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

避難所

ア 避難所の開設、運営

町は、町内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。

イ 避難所の管理

町は、町の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）

ウ 救援センターの設置

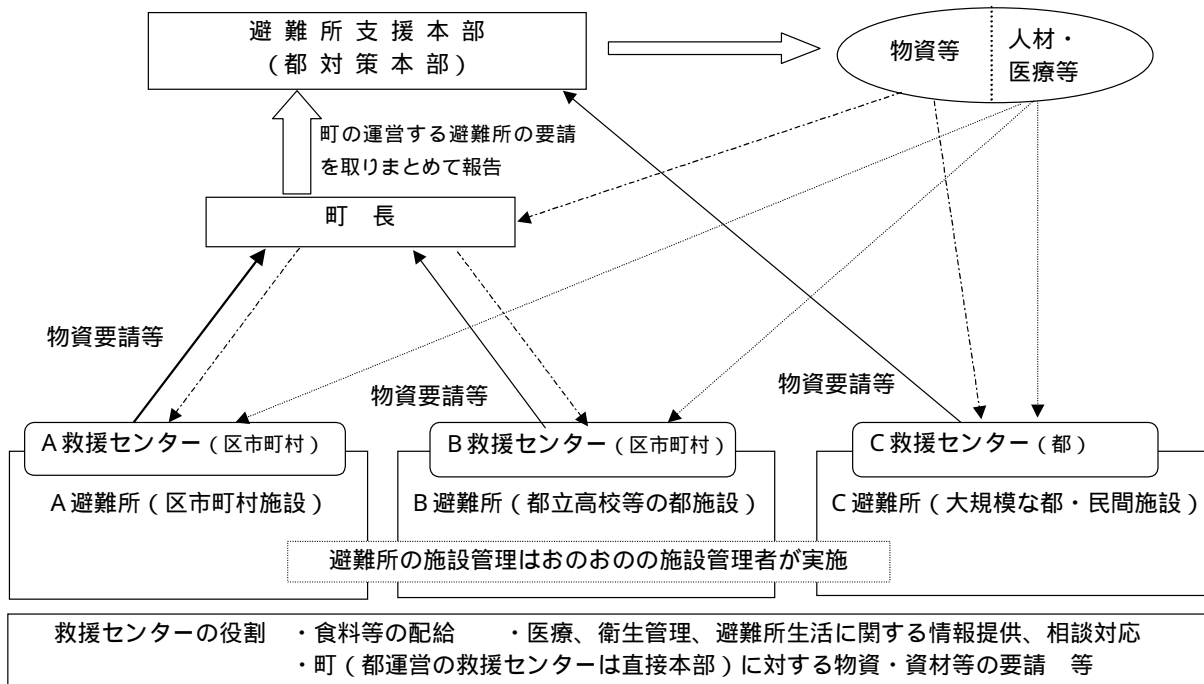
町は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通して必要な人員を配置するものとする。「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行うものとする。

- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・町に対する物資・資材等の要請等

エ 都対策本部（避難所支援本部^(*)）への報告

町は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

避難所支援本部・救援センターの役割（都国民保護計画より）



応急仮設住宅等の設置、運営

町は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにお

(*) 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・学用品の供給
- ・応急医療の提供
- ・避難所における保健衛生の確保 等

いて、都が設置する長期避難住宅及び応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び町における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、町における備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能または困難になった場合、町は、応急給水を実施し、必要に応じて都に応援を要請する。

(3) 医療の提供及び助産

医療に関する情報提供

町は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

被災者への医療の提供及び助産

町は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療を提供する。町は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

患者の搬送

町は消防本部と連携し、被災現場から医療救護所まで患者を搬送する。医療救護所から災害拠点病院等の後方医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

(4) 被災者の捜索及び救出

町は、警視庁、消防本部が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

町は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。町は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

町は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

町は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

町は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。町は、都が区市町村の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

(9) 行方不明者の捜索及び死体の処理

町は、警視庁、消防本部が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。町は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。町は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

町は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し^(*)これらを除去する。

《都と町における役割分担》（都国民保護計画に基づき作成）

法 75 条第 1 項		主な措置	役割分担
収容施設の供与	避難場所の運営	避難場所の運営	原則として避難場所が所在する区市町村が運営する。 必要に応じて都が補完する。
	避難所等の運営	避難所等の運営	避難所・二次避難施設の開設、運営は区市町村が行う。 都があらかじめ指定する都又は民間が管理する大規模施設などの開設、運営は都が行う。
	応急仮設住宅等の設置、運営	応急仮設住宅等の設置、運営	都は、長期避難住宅及び応急仮設住宅を設置し、原則として都営住宅に準じて管理する。 区市町村は、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。
食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	食料・生活必需品の供給	食料・生活必需品の供給	都による一括調達を原則とし、必要に応じて、都及び区市町村における備蓄品を活用する。 緊急時における食料・生活必需品は、区市町村の備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

(*) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施。

	医療の提供及び助産	医療の実施	<p>医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区市町村が一次的に行い、都は要請に基づき都医療救護班の派遣、都医師会等に対する派遣要請や広域的な応援要請を行う。</p> <p>都は区市町村の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。</p> <p>区市町村は被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所から後方医療施設への患者搬送を実施し、都は医療救護所から後方医療施設への患者搬送を実施する。</p>
	被災者の捜索及び救出	被災者の捜索及び救出	<p>区市町村は、警視庁、海上保安部等、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う被災者の捜索、救出に協力する。</p>
	埋葬及び火葬	埋葬及び火葬	<p>都は必要に応じて広域火葬体制に基づく火葬の実施について調整、推進する。</p>
	電話その他の通信設備の提供	電話その他の通信設備の提供	<p>都は電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て通信機器等を設置する。</p> <p>区市町村は避難所において機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。</p>
- 1	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	武力攻撃災害による被害を受けた住宅の応急修理	<p>区市町村は、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。</p> <p>都は区市町村からの報告を基に応急修理を実施する。</p>
- 2	学用品の給与	学用品の給与	<p>区市町村は、必要量を把握し都に報告する。</p> <p>都は学用品を一括して調達し、区市町村が配付する。</p>
- 3	死体の捜索及び処理	行方不明者の捜索及び死体の処理	<p>区市町村は、警視庁、海上保安部等、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。</p> <p>区市町村は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。</p> <p>都は、行方不明者の捜索、死体の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。</p>
- 4	武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	ごみ、し尿、がれき処理及び土石・竹木等の除去	<p>区市町村は、各所管区域のごみ処理を行う。</p> <p>区市町村は、仮設トイレ等を設置するとともに、し尿を収集し、処理する。</p> <p>区市町村は、所管区域におけるがれき処理を行う。</p> <p>都は、がれき処理に関する広域的な調整を行う。</p> <p>区市町村は、土石、竹木等の除去を実施する。都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施する。</p>
		備蓄 その他	<p>食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄は、災害対策用の備蓄を活用する。</p> <p>NBC災害への対処として、都は、都が現地に派遣する職員の安全確保のために必要となる資材を備蓄又は調達する。区市町村は、それぞれの地域の特性に応じて資材を備蓄又は調達する。</p>

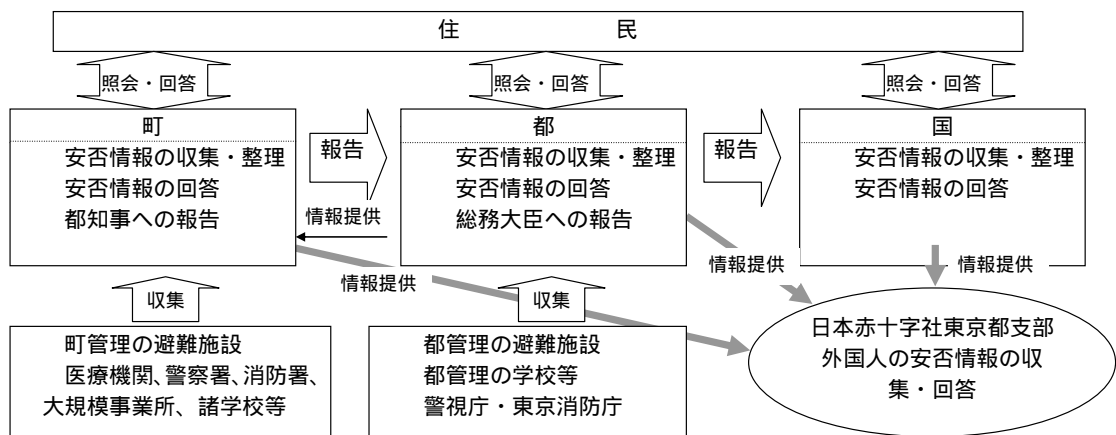
	保健衛生の確保	<p>区市町村及び都は巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。</p> <p>区市町村及び都は、避難所の食品衛生指導等を行う。</p> <p>区市町村は、避難所に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・助言を行う。</p>
--	---------	--

東京消防庁又は消防本部は、その管轄区域において措置を実施

第7章 安否情報の収集・提供

町が行う安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の概要（都国民保護計画より）



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、町長が適当と認める他の方法により収集する。

収集の役割分担

- ・町 町管理の避難施設、町の施設（病院・学校等）
町内の医療機関、警察署、消防本部、大規模事業所
- ・都 都管理の避難施設、都の施設（学校等）警視庁等

(2) 安否情報収集への協力要請

町は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 都に対する報告

町は、都への報告に当たっては、原則として、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

町は、安否情報の照会窓口や照会方法について、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口へ提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

町は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出又は提示させる。

町は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。

町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(3)(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害及び特殊な武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応と同様に、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要がある。武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町は、国や都等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

町は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町に通報する。

(2) 都知事への通知

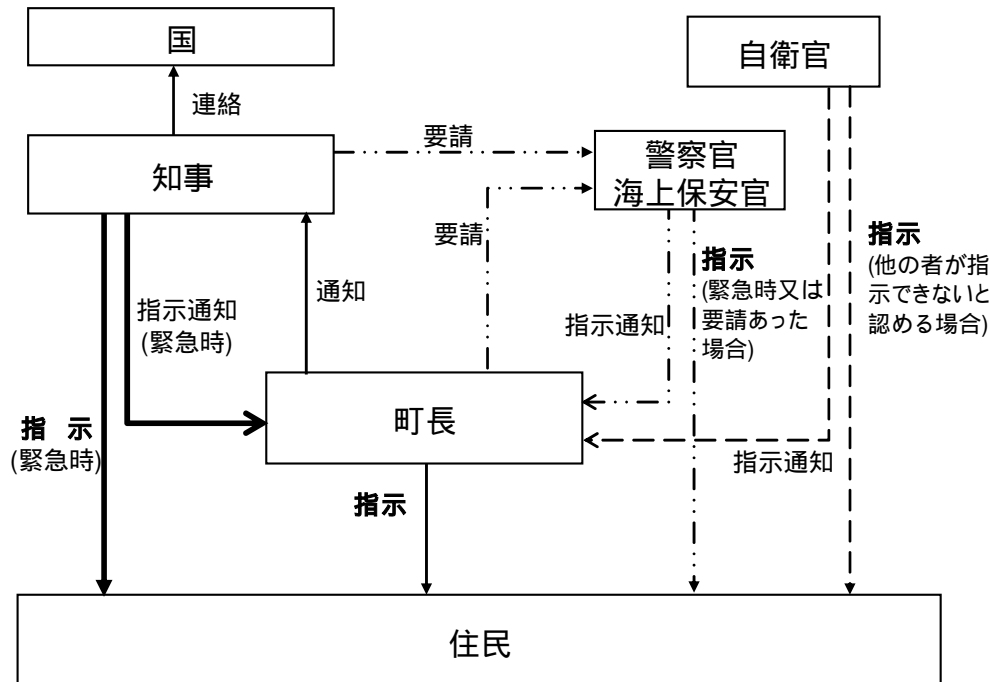
町は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

退避の指示の概要



(1) 退避の指示

町は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合など、住民に危険が及ぶことを防止するため、都の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示を行う。

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

屋内への退避の指示

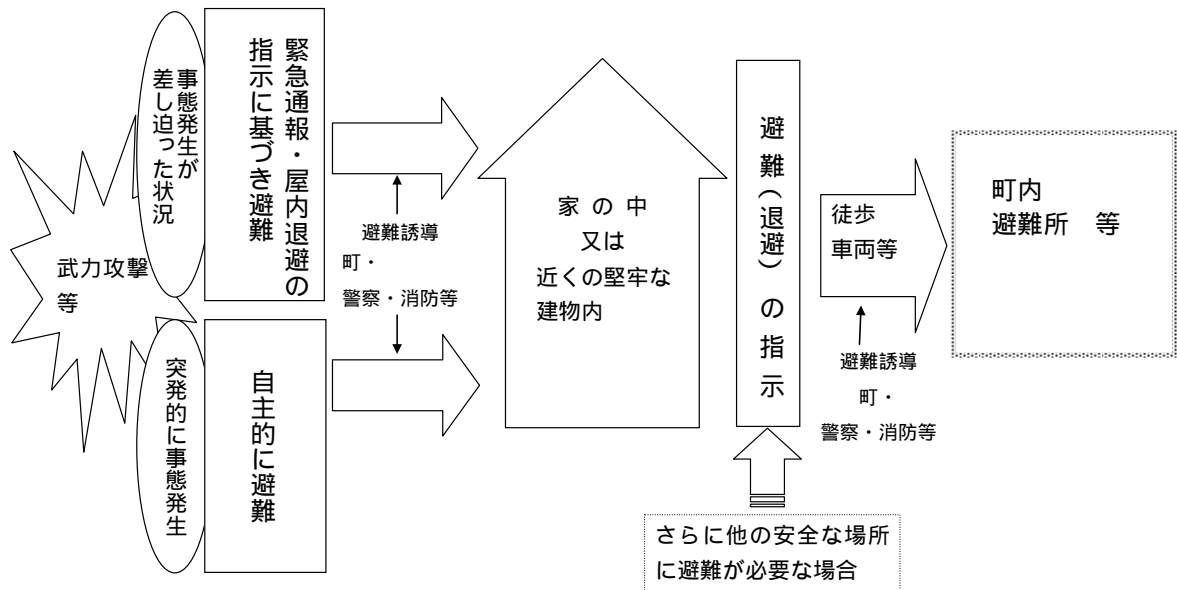
町は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動す

るよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

屋内退避のイメージ

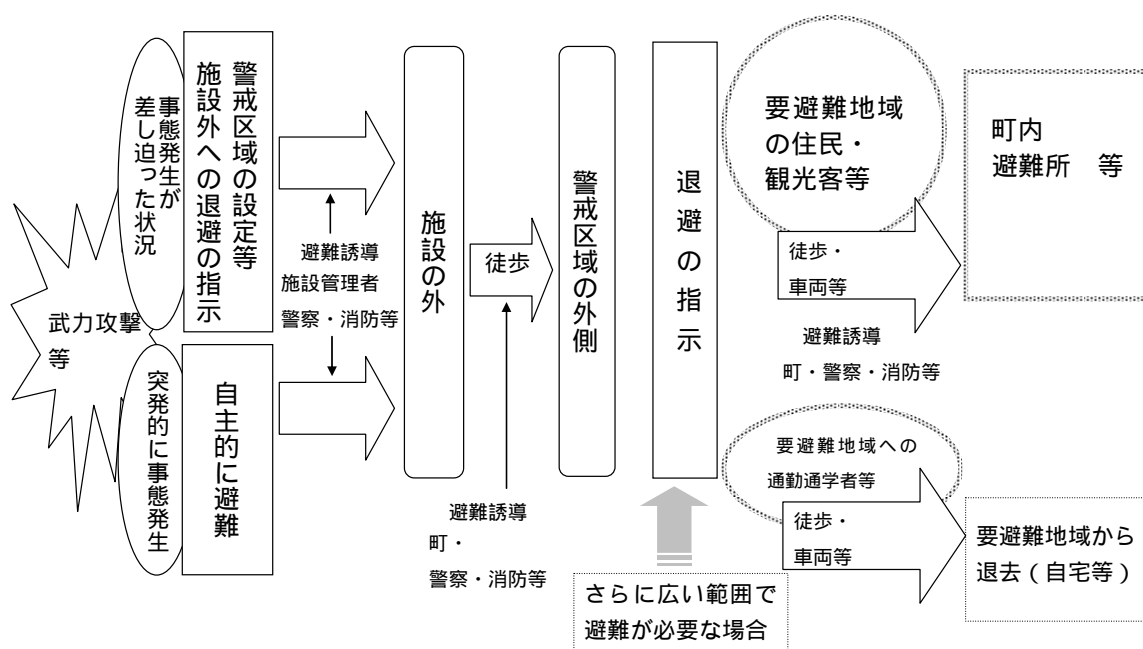


屋外への退避の指示

町は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・ 施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

屋外退避のイメージ



(2) 退避の指示に伴う措置等

町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

町は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

町は、退避の指示を住民に伝達する町職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所、海上保安部等及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

町の職員、消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて警察、消防、海上保安部等及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

町は、退避の指示を行う町職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの提供情報、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

町は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

町は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、海上保安部等、消防本部等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

町は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 町の事前措置

町は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防本部による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防本部の活動

消防本部は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、都知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、都知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、都知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進

出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災区市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合、及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防本部とともに、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び都対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防本部、都、警察、医療機関、保健所、海上保安部等、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

町長は、都知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

町長、消防長は、特に現場で活動する消防職員及び消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防本部による支援

消防本部は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ消防本部、警察署、海上保安部長等その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除に係る危険物質等に関する措置命令については、国民保護法施行令第29条の規定に基づき関係大臣又は都知事が行うこととなるが、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

第4 N B C 攻撃による災害への対処等

町は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。この基本的な考え方にたち、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

町は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、警察署や消防本部等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町は、N B C 攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防本部、警察署、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関及び保健所と連携して、消毒等の必要な措置を行う。

町総務課は、生物剤を用いた攻撃の特殊性^(*)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、住民課等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 町長の権限

町長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条に基づく措置】

法第108条 第1項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

(*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

町は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

町は、電話、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

町は、情報収集に当たっては消防本部、警察署、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防本部は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

町は、収集した被災情報の第一報を、都^(*)に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに報告する。

町は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報を、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

(*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置を実施するとともに、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

町は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、都に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

町は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

町は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、都に対して他の区市町村の応援等にかかる要請を行う。

第11章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、自ら管理するライフライン施設等の応急復旧など、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理する水道施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって都と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資料編

八丈町国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、八丈町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八丈町国民保護協議会委員名簿

	役 職 名	住 所	電 話	
1	東京都八丈支庁長	大賀郷 2 4 6 6 - 2	2 - 1 1 1 1	
2	八丈島警察署長	三 根 1 9 4 8 - 3	2 - 0 1 1 0	
3	八丈島空港航路監視レ - ダー事務所長	大賀郷 2 8 3 9 - 2	2 - 4 0 7 9	
4	(株)NTT東日本 - 東京西 設備部八丈島 担当課長	三 根 4 8	2 - 0 0 9 4	
5	八丈マリンサービス(株)支配人	三 根 4 1 7 9 - 2	2 - 1 2 1 1	
6	ANK(株)羽田空港支店八丈島空港所長	大賀郷 2 8 3 9 - 2	2 - 1 1 7 7	
7	東京電力(株)東京支店島嶼業務センター八 丈島事務所長	大賀郷 2 4 7 0	2 - 0 0 0 9	
8	八丈町長	大賀郷 2 3 4 5 - 1	2 - 1 1 2 1	
9	八丈町助役			
10	八丈町公営企業管理者			
11	八丈町教育長			2 - 0 7 9 7
12	八丈町消防長			2 - 0 1 1 9

関係機関の連絡先一覧

名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X	その他の 連絡方法
八丈支庁	八丈町大賀郷 2 4 6 6 - 2	電話 0 4 9 9 6 - 2 - 1 1 1 1 FAX 0 4 9 9 6 - 2 - 3 6 0 1	
教育庁八丈島出張所	八丈町大賀郷 2 4 6 6 - 2	電話 0 4 9 9 6 - 2 - 0 7 4 2 FAX 0 4 9 9 6 - 2 - 2 8 8 9	
島しょ保健所八丈島出張所	八丈町三 根 1 9 5 0 - 2	電話 0 4 9 9 6 - 2 - 1 2 9 1 FAX 0 4 9 9 6 - 2 - 2 8 8 9	
島しょ農林水産総合センター八丈事業所	八丈町三 根 4 2 2 2	電話 0 4 9 9 6 - 2 - 0 2 0 9 FAX 0 4 9 9 6 - 2 - 3 4 2 9	
家畜保健衛生所八丈支所	八丈町大賀郷 4 3 4 1 - 1 1	電話 0 4 9 9 6 - 2 - 0 5 0 4 FAX 0 4 9 9 6 - 2 - 2 0 8 3	
八丈島警察署	八丈町三 根 5 4 - 1	電話 0 4 9 9 6 - 2 - 0 1 1 0 FAX 0 4 9 9 6 - 2 - 3 8 7 0	
八丈島測候所	八丈町大賀郷 6 1 0 4	電話 0 4 9 9 6 - 2 - 1 1 9 6 FAX 0 4 9 9 6 - 2 - 0 0 7 2	
東京航空局八丈島空港・航空路監視レーダー事務所	八丈町大賀郷 2 8 3 9 - 2	電話 0 4 9 9 6 - 2 - 4 0 7 8 FAX 0 4 9 9 6 - 2 - 3 0 5 8	
株式会社NTT東日本 - 東京西設備部八丈島担当	八丈町三 根 4 8	電話 0 4 9 9 6 - 2 - 0 0 9 4 FAX 0 4 9 9 6 - 2 - 2 9 4 2	
東京電力(株)東京支店島嶼業務センター八丈島事務所	八丈町大賀郷 2 4 7 0	電話 0 4 9 9 6 - 2 - 0 0 0 9 FAX 0 4 9 9 6 - 2 - 3 6 9 6	
八丈マリンサービス(株)	八丈町三 根 4 1 7 9 - 2	電話 0 4 9 9 6 - 2 - 1 2 1 1 FAX 0 4 9 9 6 - 2 - 0 5 2 9	
三根郵便局	八丈町三 根 4 3 3 - 2	電話 0 4 9 9 6 - 2 - 0 7 0 0	
中ノ郷郵便局	八丈町中之郷 2 5 7 1 - 2	電話 0 4 9 9 6 - 7 - 0 5 0 0	
八丈島郵便局	八丈町大賀郷 1 2 5 5	電話 0 4 9 9 6 - 2 - 0 3 0 0	
檜立郵便局	八丈町檜 立 3 6 5 - 1	電話 0 4 9 9 6 - 7 - 0 3 0 0	
末吉郵便局	八丈町末 吉 7 9 1 - 3	電話 0 4 9 9 6 - 8 - 0 0 0 1	

名称	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
東京都大島町	大島町元町 1 - 1 - 14	電話 04992 - 2 - 1443 FAX 04996 - 2 - 1371	
東京都利島村	利島村 248	電話 04992 - 9 - 0011 FAX 04992 - 9 - 0190	
東京都新島村	新島村本村 1 - 1 - 1	電話 04992 - 5 - 0240 FAX 04992 - 5 - 1304	
東京都神津島村	神津島村 904	電話 04992 - 8 - 0011 FAX 04992 - 8 - 1242	
東京都三宅村	三宅島三宅村坪田 1774	電話 04994 - 5 - 0981 FAX 04994 - 5 - 0932	
東京都御蔵島村	御蔵島村字入かねが沢	電話 04994 - 8 - 2121 FAX 04994 - 8 - 2239	
東京都青ヶ島村	青ヶ島村無番地	電話 04996 - 9 - 0111 FAX 04996 - 9 - 0001	
東京都小笠原村	小笠原村父島字西町	電話 04998 - 2 - 3111 FAX 04998 - 2 - 3222	